

## 令和3年第3回上峰町議会臨時会会議録

会期 令和3年8月12日（木曜日） 1日間 本会議1日

令和3年8月12日第3回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）											
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春    2番 大川徹也    3番 原直弘 4番 吉田豊    5番 田中静雄    6番 原田希 7番 吉富隆    8番 大川隆城    9番 寺崎太彦 10番 中山五雄										
欠席議員 (0名)											
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町長 武廣勇平</td> <td style="width: 50%;">副町長 財津勝記</td> </tr> <tr> <td>教育長 野口敏雄</td> <td>総務課長 矢動丸栄二</td> </tr> <tr> <td>まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘</td> <td>財政課長 川原俊史</td> </tr> <tr> <td>住民課長 扇智布由</td> <td>教育委員会事務局長 中島洋</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長 小川成弘</td> <td></td> </tr> </table>	町長 武廣勇平	副町長 財津勝記	教育長 野口敏雄	総務課長 矢動丸栄二	まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘	財政課長 川原俊史	住民課長 扇智布由	教育委員会事務局長 中島洋	生涯学習課長 小川成弘	
町長 武廣勇平	副町長 財津勝記										
教育長 野口敏雄	総務課長 矢動丸栄二										
まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘	財政課長 川原俊史										
住民課長 扇智布由	教育委員会事務局長 中島洋										
生涯学習課長 小川成弘											
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次    議会事務局主事 松田望										

議事日程 令和3年8月12日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 町長のあいさつ  
日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第32号・議案第33号)  
日程第5 議案審議  
議案第32号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予算(第4号)  
日程第7 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は、令和3年第3回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番鈴木千春君及び2番大川徹也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### 日程第3 町長のあいさつ

#### ○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

おはようございます。令和3年第3回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、御多忙中にもかかわらず、議員の皆様方には御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、2議案を予定しております。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

### 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

#### ○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第32号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正がなされたことに伴い、上峰町手数料徴収条例の一部を改正するものです。

令和3年8月12日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

---

#### 議案第33号

##### 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度上峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,414,360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,167,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月12日提出

上峰町長 武廣勇平

---

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上、2議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

ただいま町長より2議案が一括上程されました。

これより補足説明を求めます。

補足説明はありませんか。

**○住民課長（扇 智布由君）**

皆様おはようございます。私のほうからは議案第32号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に議案第32号を御用意ください。

このことにつきましては、国で定められています行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、個人番号カードの発行主体が市区町村から地方公共団体情報システム機構へ移行することに伴い、同機構が個人番号カードの発行に係る手数料の徴収を行うこととなり、個人番号カードの再発行手数料に関する規定が不要となったため、上峰町手数料徴収条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

上峰町手数料徴収条例の右側現行、第2条第1項第12号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再発行手数料 1件につき 800円」を削除し、左側改正後のとおり、第13号を第12号とし、第14号から第24号までを1号ずつ繰り上げるものです。

なお、9月1日以降の個人番号カード再発行手数料の徴収事務につきましては、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれていることから、これまでどおり町が窓口で徴収いたします。現在はこの徴収した手数料を一般会計で受け入れておりますが、施行日以降は一旦預かり金として保管し、その後、地方公共団体情報システム機構へ送金することとなります。

また、施行日につきましては、国の施行日と同様の令和3年9月1日でございます。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明はありませんか。

**○財政課長（川原俊史君）**

皆様おはようございます。私のほうからは議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予

算（第4号）の予算の概要及び歳入につきまして、補足説明いたします。

今回の補正予算は、中心市街地活性化事業への支出及び教育委員会関連施設等の改修に関するものでございます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の18. 繰入金、補正額1,414,360千円、計4,977,489千円。

歳入合計、補正額1,414,360千円、計13,167,858千円。

次に、歳出でございます。3ページを御覧ください。

款の2. 総務費、補正額1,402,000千円、計8,761,384千円。

款の10. 教育費、補正額12,360千円、計601,890千円。

歳出合計、補正額1,414,360千円、計13,167,858千円。

続いて、歳入の補足説明をいたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の4. 公共施設整備基金繰入金、節の1. 公共施設整備基金繰入金の12,360千円は、今回の補正の施設等の改修工事の財源とするために基金繰入れを行うものです。

引き続き、同款、同項の目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金1,402,000千円ですが、今回新たに中心市街地活性化事業において支出する事案が発生しましたので、事業費全額を繰入れするものです。

私からは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明はありませんか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

皆様おはようございます。さて、私のほうからは議案第33号の補足説明をさせていただきます。

既にお手元には議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予算書案が既にお手元に行っているかと思っておりますので、それに該当箇所について御説明をいたしますので、御準備のほどお願いいたします。

今回、上程しております議案第33号のうち、ページ4ページの上段の款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の18. 中心市街地活性化事業費、節の18. 負担金、補助及び交付金、解体工事等負担金726,000千円でございますけれども、これは旧商業施設及び旧自動車学校の建屋、それと外構工作物等に関する部分を町のほうで負担金とする形で負担をする形で計

上しております。

また、同目の節20. 貸付金676,000千円につきましては、地中に埋設しているくい等の抜去等に係る経費に関し、官民共同事業体であります合同会社のほうに貸し付ける形で予算を計上しているというところです。

以上、議案第33号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明はありませんか。

**○教育委員会事務局長（中島 洋君）**

皆さんおはようございます。さて、私のほうからも議案第33号の補足説明をさせていただきます。お手元に御準備お願いいたします。

補正予算に関する説明書4ページ、中段の款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の14. 工事請負費、中学校配膳室空調設備改修工事1,480千円になります。中学校1階の給食用配膳室空調が不具合を起こし、空調運転ができない状態となっております。原因は制御基盤不良ですが、部品供給は終了しており、修理は不可能で、空調機器の取替の必要があります。

1階の給食用配膳室の空調で、今は冷風機で補って、すぐに2階に配膳台を上げておりますが、夏休み明け、9月も暑い日が続きますので、早い時期での空調設備改修をしたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに補足説明はありませんか。

**○生涯学習課長（小川成弘君）**

皆さんおはようございます。私のほうからは議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第33号をお手元に御用意ください。

令和3年度上峰町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の4ページ下段を御覧ください。

歳出、款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の2. 社会教育施設費、節の14. 工事請負費の町民センター事務室空調設備改修工事7,811千円ですが、教育委員会事務局職員が業務を行っております町民センター事務室の空調設備が不具合を起こしておりますので、室内の温度調整ができない状態となっており、改修を行うものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

款の10. 教育費、項の6. 保健体育費、目の2. 体育施設費、節の14. 工事請負費の小学

校グラウンド防球ネット等改修工事3,069千円ですが、上峰小学校グラウンド北側に設置している防球ネットの支柱が腐食しており、また、切断箇所もあるため、倒壊する危険性があること及びバックネットのブロック部分に亀裂が生じているための改修を行うものでございます。

以上で議案第33号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### 日程第5 議案第32号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第32号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

これは今まで手数料が800円かかっているということなんですけど、改正後も、結局800円はかかるということで理解しておっていいでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

手数料に関しましては、これまでどおり800円手数料がかかることになっております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

今まで個人番号を作るとき、窓口は町で窓口で作られてきたと思いますけれども、この条例が改正されてから、窓口はどちらに行けば——今までどおり町の窓口でできるのかどうか、教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

個人番号の申請につきましては、これまでどおり役場の窓口のほうで受付をいたします。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第33号

○議長（中山五雄君）

日程第6. 議案審議。

議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

4ページ中段です。

解体工事負担金及び解体工事等貸付金と、この2つに分けてありますので、ちょっと1つずつもう一度詳細に教えていただきたいと思います。上段のほうですね、18. 負担金、補助及び交付金、解体工事等負担金についてなんですが、どこの部分の解体かということと、何平米分をするのかというのが分かれば教えていただけますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっと考え方ですね、そこをちょっとお知らせしておく必要があるかと思っておりますので、そこについて御説明申し上げます。

その意図なんですけれども、現状の状況から整理をいたしますと、土地に関しましては、合同会社に現物出資を既にしてしておりますので、所有権自体は合同会社となっております。一方、建屋等につきましては、上峰町が所有しているという状況でございます。

先般の議会におきましても、借地権を放棄する内容の議案によりまして、土地の所有者であります合同会社によります建物の解体除去の可能性というものを広げるといいでしょうか、伸び代ができるような議決を頂戴したところではございますけれども、建物、あるいは外構等の工作物の除去費用を町が負担をいたしまして、土地所有者である合同会社のほうに貸付金として原資を一時貸し付けまして、合同会社等がくいなどの除去をすることで双方の負担を図るという形をしているところでございます。

それで、面積等についてということなんですけれども、筆数としましては、出資している部分の土地の面積といたしましては、6万3,716.61平米という形になっております。そして、建物のほうがですね。すみません、ちょっと今手元の資料確認をしてから、後ほど御回答したいというふうに思っております。すみません、建屋のほうの面積ということなんですけれども、建物等につきましては、旧自動車学校のほうの建屋につきましては、主から附属物までそれぞれございますけれども、合計いたしますと、延べ床面積としては910.27平方メートル、それと旧商業施設のほうにつきましては、合計をいたしますと、4万8,022.66平方メートルということになります。



以上でございます。

**○2番（大川徹也君）**

そもそもですが、自動車学校の建屋のほうはそんなに大きくないですもんね。そもそも2つに分けている理由は室長のほうから説明は受けましたけど、なかなかまだ理解が及ばないところなんですね。これはかなり金額としては大きいですよ。上峰町の予算の中でも実質的な予算からすると、結構な割合を占めますよね。2割前後行くんじゃないですかね。

分けた理由ですね、まずは。もう一回ちょっと分かりやすく説明してもらっていいですか、私たちにも分かるように。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

所有権という言葉を使ったので、分かりにくかったのかなというふうにはちょっと思っておりますが、土地の所有者としては現在、合同会社のほうが所有をしている。そして、いわゆる建屋等につきましては、上峰町の財産のままという状況でございますので、上峰町の財産となっているものに関しては、上峰町が負担するというような形で整理をし、土地に関するものに関しては、合同会社が負担をするという形で整理をしているという状況でございます。

**○町長（武廣勇平君）**

今、創生室長から話があったことに加えて、やはり官民連携で資金を出し合う、公の拠出で解体を全て行うのではなく、解体も一つのプロジェクトとして資金を民間からも拠出していただくということを目指すものでありまして、工費の節減に努める一つの手法ということで大きな意味で理解をしていただきたいと思います。

**○2番（大川徹也君）**

室長の説明について、ちょっとさらに質問なんですけれども、建屋の分、自動車学校の建屋、また、旧イオンの建屋。この建屋について所有者は町だから、その建屋の分についてかかる解体費用が726,000千円で町が持つという、そういう考え方で予算を組んでありますか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

旧自動車学校と旧商業施設、ここの部分に関しては確かにそうでございますので、議員のお見込みのとおりということで御理解いただければというふうに思っております。

**○2番（大川徹也君）**

そうすると、解体工事等貸付金、この貸し付けている貸付先は、改めてお伺いします。どちらですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

これは土地の所有者でもございます官民共同事業体であります合同会社という形になります。

**○2番（大川徹也君）**

そうすると、土地の現在の所有者である合同会社つばきまちづくりプロジェクトがこの676,000千円という金額を使って、地中に埋まっているくいを抜くとおっしゃっていたと思いますが、内容はくいを、ちなみにどのくらい抜くものなんですか。金額が変わらないですよね、イオンの跡地の4万8,000平米ぐらいあるところ、そして、自動車学校の910平米ぐらい合わせた金額とそんなに変わらないぐらいの解体費用ですけど、これは具体的な工事内容をもう一度教えてもらっていいですか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これにつきましては、一旦のところ検討しておりますのが、検討といいましょうか、一旦のところ把握しておりますのが、オールケーシング回転方法とか、そんな感じだったと思いますけれども、要は、くいを引き抜くという作業になります。ですので、くいを地中のほうに、十何メートルぐらい恐らく入っているんだろうというふうに推定しておりますけれども、それを抜いていく作業になってまいります。ですので、これに関しましては結構な費用もかかるというふうに推測をしておりますし、やっぱり埋まっている本数も相当数埋まっているというように聞いておりますので、そちらのほうの抜去という形で御理解をいただければというふうに思っております。

#### ○2番（大川徹也君）

この中心市街地活性化事業については、当町はLABV方式。基本的に、自治体が現物出資のみ行い、当町でいえば民間事業者を主体として作った合同会社が事業の基本的な運営であったり企画であったり、そういったことを、あとファイナンスですね、資金の調達であったりとかいったことをしていくから、本当にこの方式は町にとって、とてもいい方式なんですよということで、PFIからLABV方式に変わりました。そして、その中で私もすごく心配をしていたことがあって、理想はすばらしくて、本当にそのとおりにいけばいいんですけど、実際に本当にそういだろうかという、つまり、うちで言う合同会社が資金の調達がうまくいくかなと、かなり金額が大きいので、それをずっと心配して町長や室長にいろんな質問をしていました。そして、プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンスという手法、インパクト投資などなど、世の中にはそういう資金の調達方法がありますよということを知って、私も聞いていた中では、そういうこともあるんだろう、うまくいけばいいなと思っていましたけれども、今回、私もずっと、これは町長と議会の中でも直接話しましたが、町は基本的にまず土地しか出さないと、そういうことでずっと行きましたね。今回、建屋が上峰町の物という、そういう所有になっているということでやるわけですけど、私としては合同会社が資金を調達して解体を全てやってくれるものだというふうに考えていたというか、期待をしていたというか、そういう説明で、そういう感覚でいたわけですね、今まで執行部の説明を受けるときに。

今回は建屋以外にもくい、お金がかかるんでしょうね、私も専門的な知識がないから分か

らないんですけれども、そういったものもかかるものはかかるんでしょう。ただ、これは合同会社に貸し付けていますよね、町がね。私がすごく心配していたことが1つなあって、これも合同会社、プロジェクトファイナンスという手法で資金を調達するものと思っていたんですよね。今回、その合同会社のその辺の金策は一体どういうふうになっていたのか、町が何で、どうしてここを出さなくちゃいけなくなったのか、ここをちょっと教えていただけたらと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほどの大川議員の質疑の中で、町の認識と随分と違う認識を申されておられますので、3月定例会でのやり取りを踏まえまして、お答えを申し上げたいと思います。

大川議員は、民間事業パートナーの出資金の範囲内で、有限責任か、無限責任かの問合せをされておられました。よって、室長におきましては、有限責任によります合同会社であるので、出資分のリスクについて、限定的な責任が生じるというふうな答弁をしております。その後、プロジェクトファイナンスのやり取りが出てまいりまして、プロジェクトファイナンスにおけるリスクの話が中心となって議論が展開されたとは私は記憶をいたしております。

私がかねてから申し上げておりますように、各プロジェクトにおきましては、公共施設部分等が含まれる場合、まず、ここは必ず公共施設部分の拠出が行政のほうから必要になる、その都度議会にお諮りする旨申し上げておりました。解体は、プロジェクトにしておりますけれども、VFMの源泉になり得ない。すなわち、なかなか採算性の合わないプロジェクトであるがゆえに、当該議決を議員の皆様方から3月まで壊すことを前提に無償で譲渡を受けたときから、この資金についての財源を公と民間拠出をできるだけ大きくすることを念頭に、本来は出資比率に応じたリスク分担ということが配当においても、こういったリスクにおいても必要だと私は認識しておりますけれども、なるべく持ち出しを少なくする視点で官民の協議を進めてきたところがございます。よって、この予算については、まさにLABVにおける一つのプロジェクトファイナンス、プロジェクトの進め方の一つだというふうに御理解いただければと思っております。

#### ○2番（大川徹也君）

今の町長の答弁の内容はよく分かります。実際に3月定例会で話した話も本当にそのとおりです、私もそのように記憶しております。

でも、私がした質問なんですけれども、結局こういうことなんです。解体が生産性のないものであると、その事業に対してはですね。事業を請け負う業者さんたちにとっては生産性というか、仕事として成り立つんですけど、この事業体としての生産性というのがないということは理解はできます。

ただ、土地を、私、担保にして、合同会社の物となって土地を担保にしてお金を借りるのかなというイメージがあったんです。そういう自助努力というんですか、合同会社が主体

で走っていくと。もちろん、合同会社の中に上峰町もありますけれども、民間主体。上峰町としてはガバナンスの面であったりとか、そういう信用的なものであったり。ただ、企画、運営、そういったものは民間の知恵を利用して共同してやっていくというのがそのLABVのバックトゥ・ビークルですね。いいところだというふうに理解をしておりましたから、私は町が、自治体が、お金を何というんでしょうか、今、町に多少の余裕はあるんでしょうね。ですから、できるからやっている。でも、私の質問としては、合同会社としては金策をした後だったのか、それとも、それはなしで町と協議して、町から借受けを受けたと。どういう経過で最終的にどういうプロセスを踏んで貸付けになったのか、そこをちょっと聞きたいですね。

**○町長（武廣勇平君）**

まさに合同会社は貸付金ですので、これを町のほうに返済していくということになります。早期償還も可能な組み方をしております。合同会社は、これから収益の柱を作り、あるいはこの解体プロジェクトについては難しいと冒頭から念頭に置いていましたけれども、収益の柱を作りながら返済をしっかりと行っていくということは、これはプロセスも何も解体事業については生産性がないものだから、融資が下りにくいというふうにこの議場で答弁して以来、ずっとそのように考えておりました。

以上です。

**○2番（大川徹也君）**

ということは、この解体工事に関する費用について合同会社としては特に金策、自治体等のお金を当てにする前の金策をしたわけではないということですね。

**○町長（武廣勇平君）**

それは大きく違います。そして、先ほどの質疑の中で、事業体ということで生産性がないのはこの事業でありまして、事業体は生産性がないものではございません。ここで訂正をさせていただきますと思います。

加えて申し上げますが、金策ということと言いますと、ソーシャルキャピタル向上のためのクラウドファンディング、あるいはインパクト投資、これは引き続き合同会社が資金調達のためにやっていくと。ただ、金融機関の融資については、解体は何も生まないので、難しいということはさきのさきの議会の、その前から申し上げてきたというふうに理解をしております。

**○2番（大川徹也君）**

私はちょっとそういうふうな町長の発言に対して、そういう理解はしていなかったんですが、そうすると、つまり町が解体工事費用を出すということですね。それについてはそういう理解はしていませんでした。

これはちょっと今話しても平行線になると思うので、それでは、貸付けをするに当たって

取られた担保、もしくは抵当、または保証人、そういった部分はどうなっていますか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

現状で即刻何か担保を差し入れるというような形では今のところは考えておりませんが、仮に遅滞が生じた場合、こういった場合につきましては、その遅滞の状況などを総合的に見据える必要がありますが、町が必要と判断すれば、担保を差し入れるように申し入れられるということ盛り込むというふうに考えております。

以上です。

**○2番（大川徹也君）**

今からそういうふうを考えているということですが、私、今回の中心市街地活性化事業のスキームについて、運営するスキームについて、私も詳しく知っているわけではないですよ。ただ、議会の中で執行部から説明いただいた分野を自分なりに調べてみた分の中での話ですが、先ほど申し上げたように町が持ち出しが基本的に現物出資、そして、共同事業体が金融、ファイナンス、資金の調達、そして、企画運営をやっていくと、そういったすばらしいスキーム、やり方ですよということで、私はそれについては立派なものだなというのは思っているんですが、実際でも、今、このやり方、今、この解体については当たり前町が出すものかというような感覚で言われていますが、私は本当にそうかなと。担保にできるものがあるし、土地を提供していますから、担保にできるものがあるし、そういったところから資金調達もできるんじゃないかと。ですから、これが前回の議会で申し上げましたように、公租公課の話も私は反対はしたんですが、町がどのくらい本当に余裕があるか分かりません、私も。ふるさと納税寄附金を活用するということは聞いていますけれども、本当に実際の現実的に今幾らあるのかというのが、あの数値では分からない。そういったところを出していくときに、今から、この事業は始まったばかりで、今度は更地にした後は建屋が建ちますよね。そして、本当に合同会社は町からも、いわゆるお金を借りている、借金している、そして、金融機関からも今から借りんといかん。もちろん、収益となる柱の運営を、事業をやっていくということで計画はあると思うんですが、町の資金を、予算を使うときに、私は民間の頑張りというんでしょうか、努力といいたいまいしょうか、それが最大限に行われた上で、そのときに町がどう判断するか、いわゆる支援ですよ、結局、私が心配しているのは町が結局難しかったらうちが出すよというようなことになりはせんだろうかと、それを心配していますが、町長は今後の、実際の運営に至るまでの今からハード面の政策になりますけど、そういったところについて、町の考えは今どういうふうに持ってありますか。

**○町長（武廣勇平君）**

これはそれぞれのプロジェクトごとに公共施設分、区分所有なのか、そこを賃料として払っていくのか、いろいろな形はあると思いますので、ケースごとによって違うと思いますが、公共施設分について、公共の持ち出しが出るのは当然のことで、この議会にお諮りを都

度都度していくということで説明責任を果たしていきたいと考えております。

この解体プロジェクトについては、従前御説明したとおりでございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この案件につきましては、私も非常に疑問を持たざるを得ないというふうに思っております。と申し上げますのが、この予算書が手元に届いて、14億という数字を何回も私は指を指して、やっぱり14億で間違いなかねという確信をいたしました。臨時議会において、この14億という補正予算というのは、私が22年と数か月議会にお世話になっておる中で初めてのことでございます、これは。初めてなんです。

私は、なかなかこれは難しい問題といえども、中心市街地活性化事業を進めていく中で、合同会社ができましたよね、合同会社。合同会社の役目は何なのと、そうでしょう。合同会社の役目。

今の同僚議員の質問の中では、町の所有物だから、解体については町で金を出しますよというのは理解はしますよ、理解をする。しかしながら、下のほうの貸付けの問題。貸付け。担保でも契約書はどがんなとっですか、これは。町の公金を、合同会社とは別会社ですからね、これはあくまでも。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これも幾らですか、676,000千円ですよ。それを町が貸付けをすると。これは契約書なんかきちっとできておらなきゃ、これは提案されんはずですよ。そこに大きな疑問を僕は持ちました。財源については理解をしております。この貸付け、等が入っているんですよ、どちらもね。言葉のことで足を取るわけじゃございませんけれども、この貸付けの問題については、今のままでは僕は容認できない。今の説明を聞くとね。そうでしょう。誰でん金貸すとき、きちっとした書類を作るじゃないですか。我々が銀行から金を借りるときはどれだけ厳しいですか。その書類さえできていない。これは提案する自体に大きな間違いじゃないですかね。

その前にね、町長にお尋ねしますが、いろいろな問題を進めていく中では、町長さんは議会と事前に協議をしましょうと約束しんさったですもんね。それはあっていないでしょう、議長。議長にも。私は、いつも申し上げてきました。議長にでんよかけん、説明ばしてくれんですかと。議会は議長から説明をいただいて判断をしてもいいじゃないですかと、僕は再三再四言ってきましたよね。いきなり14億ですよ。私にとっては目ん玉飛びずっごたっ金額ですよ、これは。

いろいろ言うても、これは公金なんですからね。町長は提案する権限も持ちちゃ、執行長でもあるので、執行権も持ってある。私たち議会は、提案されたことに対してチェック機関というのは間違いなく我々にあるわけですから。本議会でこんないろいろやり取りせんでも事前協議をしておけば、何ていうことはなかじやなかですか。全協では言葉もそんなに選ば

んでも話ができる。これはきちっと議事録に残る、議事録もビデオに入っていますので、そういったことも音声もきちっと入るはずなので、やっぱり緊張せざるを得ない部分は何年してもあります。

ところが、町の活性化事業については、大きな町に、町の双肩に係る問題だと言い続けて僕は来ました。町長にも、石橋は2つも3つも渡って慎重にやってくださいよというお願いもしてきました。いきなり臨時議会で14億はあり得んでしょう。僕はそう思いますよ。やっぱり議会との協議は最終的に大きな問題ですから、事前協議は必要であろう。やっと合同会社ができる。合同会社で何でんしんさっなら議会でいろいろ言う必要もなかじやなかですか。ところが、今の説明を聞くと、建物については上峰町の所有ですから、更地にするには解体が必要だというのは726,000千円ですね。今、解体業は物すごく高くなっているようでございます。もっとかかるかも分かん。これはきちっとした提案をしんさっときは、積算をやっぱりしてあると思うんですよ、行政は。そうしないと、この大枠の金額さえ出てこないはずなんです。そういった小さいことかもしれないが、事前協議が必要であった。それもやらなくて、臨時議会と。緊急性はあるのかどうか分かりませんが、これはじっくりと考えて行政は行動していただきたい。今後についても、この問題についてもしていただかないと、それはやっぱり町民の代表である議員の皆さんが質問をしないわけにはいかない、これは。あまりにも大きい。

ただ、問題は14億で済む問題じやなかでしょう、これは。

じゃ、今、くい抜きの話が出ていました。何本入って、パイがどのくらいで何メートル入っておるかというのは調査していないでしょう。してる。していないでしょう。昔の図面がないとできないはずなんです。

そういった議論をやっつかざるを得ない。しかしながら、じゃ、今のイオンの跡地の建物を倒して、そこに何を建てるの。決まっていないでしょう。イメージ的なことについては行政から書類を頂いておりますので、分かります。あくまでもイメージなんです。そうでしょう。

この予算というのは、もうちょっと行政は慎重にやっていただかないと、理解に苦しみますもんね、私は。今のままの説明では私は納得できない。そんなに公金を簡単に使えるものではないですよ。やっぱり町長、そこんにはやっぱりもう13年目に町長さんなられるので、それなりのことは承知してあろうと思う。もう少し突き詰めて、じゃ、聞きましょうか。

答弁をいただきたいのは、676,000千円の内訳。書類的なものも含めて。町の考えをお尋ねいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

まず、先ほど議員がおっしゃいました契約書がなければいけないというのは、むしろ逆に大間違いだというふうに思っております。契約書が既にあって、予算をここでお願いすると

いう状況が正しいとは思えません。やはり議会で議決を得た上で契約をしていくものでありますので、それはむしろ議会を軽視しているようなことになるかと思っておりますので、その点の私どもの理解を認識していただければと思っております。

また、今お尋ねの676,000千円については、詳細を創生室長から答弁いたします。

**○7番（吉富 隆君）**

今の説明では納得できないでしょう。それはね、鶏が早いのか卵が早いのかという問題なんですよね。議会が議決をいただいて契約を作るというような答弁にしか聞こえなかった。しかし、これだけ大きな金を合同会社に貸し付けるということは、やっぱり議会に出す前に、こういうことでやっていきますよ、こうしますよ。必ず利子は幾らか取らんばいかんごととなつとつですもんね、調べてください、それは。そして、議会に出す以上は、何でんかんでん回収する。ということだって議会はそこまでやっぱり承認をしてもらうておかなきゃ、はい、そうですかというわけにはいかないでしょう、町長。僕はそう思いますよ。世の中厳しいですよ、世の中そんなに甘くはできていない。その辺について町長、もう一遍御説明をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

まさに今、何年間で償還するかという質疑をやってくださいよ、ここで。議決をする前に契約書を結んでいるという状況はおかしいと申し上げています。それはよくお分かりのことだと思いますよ。もし、我々が議会の議決なく、この676,000千円を既に契約書を結んでおったとしたら、それは大問題じゃないですか、逆に言うと。そのことを申し上げます。よって、質疑に対して我々がどういうこの676,000千円という貸付けを行うかについては、まさにこの審議の場にありますので、この開かれた、町民、そして、メディアの皆さん方に開かれた場でしっかりと行いたいという趣旨であります。

全員協議会については、都度都度行うという理解をしております。しかしながら、それは丁寧な審議、町民あるいはマスコミの皆様方につぶさに審議をお見せするということが重視されるような議案もあるかと思えます。合同会社で決定したことについて、我々が後に広報するという趣旨での議会への全協については、今後、しっかりと行っていきますが、こういった審議が必要な部分については、事前審査の禁止ということもございますので、全員協議会を選択しない場合もあるというふうに理解をしていただきたいと思います。

**○7番（吉富 隆君）**

じゃ、この数字はどこから積算されているんですか。676,000千円ですね。事前に調査しなきゃ、この数字は出てこないはずなんですよ。じゃ、議会通ったけん契約しますよということなんでしょう。議会の議決がないと契約はできないよと町長さん言いよんさっけん。そうでしょう。しかし、契約書をきちっと作る前にでも、やっぱりきちっとした流れというのは行政で持つておく必要があるだろう、それはないじゃないですか。臨時議会でいきなり14



億ですよ。それにはやっぱり議員の皆さんも、お考えは人それぞれ違うと思うんですが、やっぱりきちっと入り口にやっとならね、合同会社ができて中心市街地活性化事業が前に進もうとしているわけじゃないですか。入り口は大事かですよ。まだまだ大きな金が動いてくるはずなんです。そのための解体なんですよ。解体をするに当たっては、イオンの跡地のところに何をどうするのという計画はありますか。それはあつて解体をするはずなんです。自動車学校の跡地だってそうでしょう。イオンさんから無償譲渡をいただきました。最終的には寄附になりました。自動車学校については、町が買い上げましたよ、購入しましたよね。敷地は合わせて4億8千強の価値観ということで、執行部は議会に御披露をいただいております。そうだったですよ。そうですね。

そうしますと、ここを更地にするのに14億もかかんないどがんなつてですか。方法は幾らでもあるだろうと思います。例えば、何をやる。これとこれとこれはこういうふうにして町として計画を活性化事業にやっていきますよという根拠がまだまだ議会には説明があつていない。きちとした形で。イメージ的なことは出ています。しかし、福利厚生が主なんですよ。主にそうですね。でも、それはあくまでも町長さんはイメージですからということなので、それは理解します。しかし、これだけの金を出すということになってくると、総合的に何を造って、何をこうしてということがなからんといかん。

これは駐車場にするなら抜きなんか要らんですよ、7億円も。あそこで崩すだけなら。そうですね。要らない。670,000千円の根拠というのは、まだ金かかるかも分からんと。方法はいろいろあると思います。業者さんと密接に協議ばしてみらんですよ、詳しい業者さんと。あそこを駐車場にしたらどがんなつてですか。自動車学校の人に、何か建物を建てるということであれば、やっぱり基礎くいとかなんとかの問題はあそこは入っていないだろうから、イオンの跡地については、やっぱり入っているでしょうね。小さいくいはずですよ、あの頃、建った頃はね。パイが300から350、400までぐらいでしょう、4階建てですから。それから耐震問題が大きく出てきたので、補強もしてあるはずなんです。そういったことを下調べをした上で676,000千円という積算をしてあるじゃなかですか、数字が出てきているんだから。そうですね。それは、これを一気に臨時議会で14億を出すのは、行政も少し我々議会にも事前協議は必要じゃなかですかと、もっと言えますよ。もっと詳しいところも僕も知っていますから。それは町長ね、あまり無謀過ぎるんじゃないかなと思います。

我々の議長も話の分からん男じゃなかですもんね。協議をすれば、話はきちっとしてくれます。そして、議会をまとめることもできますので、本議会でこういったものを発言をしようと思ったらどうにもならんじゃないですか。やっぱりもう少し考え方を考えていただかないと、入り口につまずかないようにやっぱりやってほしいよ。今からでしょう。合同会社もしっかりしてくれんばいかな。合同会社の中には議会は1人も入ることができないので、予算のときしか発言はできないんですよ。もうよかろうもんというようなことで、この大きな

問題を前に進めるわけにはいかないんですよ。やっぱりきちっとした形を取っていただきたい。

河上室長にお尋ねですが、くいは何本あつてですか、ここは。何メーター入っていますか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

数といたしましては、500本を超えております。

それと、地中に関しましては、十数メートル以上は入っているというふうに……（「何メーター」と呼ぶ者あり）詳しい数字まで覚えておりませんが、十数メーターよりは入っていたというふうに思っております。

すみません、詳しい数値は確認しておりません。

**○7番（吉富 隆君）**

これね、調べてください。大卒の金額は僕でん出しきつですよ。大方500本と。議会にこういった提案をしんさつなら、きちっと調べとかんば。

じゃ、議長、ここで私、休憩動議をお願いしたい。調べてください。お願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

審議の途中で休憩動議と、まさに審議をこの議場から別の場所に移るような、私は理解ができません。動議については、もちろん議会に諮る案件と、議長の御判断できるものがありますが、きちっと審議をこの町民に分かる形でやっていくということが望まれると思います。よって、全員協議会、あるいは奥の院で協議するようなことにならないように、ぜひお願いしたいと思います。

**○7番（吉富 隆君）**

私はね、同僚議員もくいの件ば言われた。このくいの件の何本と、きちっとした形を、今、書類を見らんと分からんて言いんさっけん、ちょっと休憩して見てくださいとお願いしよっだけですよ。審議をよそにしよるわけでも何でもなし。金額が金額ですからね。だから、きちっとした審議をせんばと言いんさつならしていいですよ。じゃ、きちっと答えてくれるんですか、室長さん。パイは幾らで、何メーター入って、きちっとした670,000千円の根拠というのはお示しできるんですか。できるんですか、じゃ、してください。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

すみません、ちょっと今、資料を取り寄せますので。（「そうでしょう。だから、休憩して資料ば用意せんですかて言いよっじゃん」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

皆さんにお諮りいたします。今、吉富議員のほうから暫時休憩が出ておりますが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしということで、ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午前10時36分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

7番吉富隆君からの質疑の中で、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

くいの深度であったり、パイの口径だったりとか、そういったところで御質疑をいただいていたかというふうに思っております。

まず、パイ。いろいろ種類が入っております。700パイの部分が、深さが19.5メートルで、こちらが15ですね。それと、（「口径」と呼ぶ者あり）口径ですね。あと800が、これが深さが19.6——失礼しました。大変、間違えました。すみません。先ほどの700のほうは19になります。すみません。19本です。それと、パイの800のほうは、これが19.6メートル入っております、こちらが15。（「15」と呼ぶ者あり）はい。それと、900が25、それと、パイの1,000が19.8メートル入っています。これが26。それと、パイの1,100、これが19.9入っております。これは128。それと、パイの1,200、これが19.1入っております、これが10本入っています。それと、パイの1,300、こっちが19.11入っております。これが4本。それと、パイの1,400、これが19.12メートル、こちらは4本。それと、パイの1,500ですね、こちらが19.12メートルで、これが2本入っております。

それと、あと既成のコンクリートくいとかが入っておりますので、そちらのほうはパイの450が110、それと、パイの500が61、これを締めて18メートル、コンクリのほうは入っているという状況でございます。

それで、あと建物のところを含めて、あと駐車場のほうにもございますけれども、総数は締めて544本という形になります。

○7番（吉富 隆君）

大変お手数をおかけいたしました。非常に地盤が軟らかいところですね。19メートルで、ちょっと考えにくいですね。ただ、それだけの荷重を考えたところであるだろうと想像はしますが、1,500のパイルで、その頃あったんだろうね。いやいや、本当に直打ちじゃなかでしょう。直打ちでしょう。そうしないと、その頃は1,500とかのパイはなかったはずなんですよ。（「多分、直打ちよ」と呼ぶ者あり）直打ち。すごいですね。それだけ耐震の強化はされている建物であるというふうに理解をいたしますが、676,000千円という積算根拠というのがあるってこの数字だろうというふうに思います。積算根拠というのはね。やっぱり専門の業者さんに聞かな分かんなんですもんね。これは聞いていただいて結構だと思いますよ。聞

いていただいて結構だというふうに思います。

そういったことで、この問題については、あまり中に突っ込むこともいかなもんかというふうに考えますが、積算根拠というのは出しておかないと、今後の問題になります。

と同時に、もう一点大事なことは、ここを全部抜くということは不可能に近いんですよ。19メートル。簡単なもんじゃないですね。思います。

したがって、今のイオンの跡地の解体をした後に何を建てようとしているのか、分かれば教えていただきたいですね。積算根拠が670,000千円、理解しますよ。まだかかると思います、これ。まだ上下しますよ。

ただ、先ほど申し上げたとおり、670,000千円というのを浮かすことはできるじゃないですか。駐車場にすれば何ら問題ないんだから。だから、町としての計画がどのようになっているのか。そうしないと、これ容認できないよ。河上室長さん。そうでしょう。そこら辺を、やっぱりきちっとした形を議会と協議しながら、町としてはこういう計画を持っていますよ、1案はこうですよ。2案についてはこうしますよ。イオンの跡地にはこういうことを想像していますとかいうことを議会にやっぱりお知らせをしてもらわないと、なかなか前に進まない。せっかく合同会社をつくった意味がないじゃないですか。合同会社をつくって活性化事業に反対しているわけじゃないわけです。

私はいつも、一般質問でも同じですよ。行政の財政、関連しかしていない。ほとんどがそうです。中には違う案件もありますが、財政というのは私が22年議会において、大変厳しい状況下にあったのは町長さんが一番御存じだと思います。新しく29歳で町長がなられたときは、財政逼迫やったですもんね。それに取組んでやってきたじゃなかですか、町長は。そいけん、大したもんですもんね。29歳の若さで。それは私は大したもんだと思っています。そういった原点に、今の武廣行政が原点に戻ったところで、これはやっぱりやってほしい。これは失敗は許されんですもん。でしょう。簡単に14億で、町長、あり得んて。臨時議会で。あり得ない。常識を超えていると僕は思います。

そういったことも含めたところで、若干これについて説明不足だという判断をいたしました。が、今後の計画として、合同会社ができましたよねと。そうしたときに、貸付けの問題の中でいろいろと行政からの報告も今まであってきました。プロジェクトファイナンスと、それから、コーポレートファイナンス、2者が入ってきているようなお話も行政のほうから報告がありますから。そうでしょう。

プロジェクトファイナンスについては、こういう建物を建てて、こういう運営をやっていくというチェックを入れる会社がそうだというふうに御説明をいただいておりまして、コーポレートファイナンスについては、利益が出るなら、ここから金を出しますよという話はあってきました、今まで。だとするならば、ここで貸し借りなんかせんで済むわけですよ。そうでしょう。何をするかもきちっとした形で、やっぱり町長さん、議会にお知らせをして

いただければ、議員さん誰でん反対しんさんなかと俺は思うよ。町の発展のため、やるんですから。

何で厳しい意見を言うかという、失敗はできないから。失敗できないですよ、河上君ね。そうでしょう。更地にするだけでも、これ以上の金額はまだかかるじゃないですか。高う低うあつですよ、あそこは。1メートル以上あつでしょう、イオンの建つとつこと自動車学校の敷地は。自動車学校だって、一般質問の中で申し上げたように五、六千万なかかつじゃなかですか。かかつでしょう。それまではあそこ事務所にするというお話であつたんでね、あそこに行ったことはないけれども、進めば慎重にやっていただきたいというふうに思いますが、貸付けの問題というのは、676,000千円という大きな金を貸付けをするという方向性は間違いないでしょう。間違いないでしょう。

そうすると、内々的な話という、議会では通らんことなんです、やっぱり法的には幾らかの利子を取らんばいかんごとなつとつわけね。計画的に何年で回収するのかという問題も大きく出てくるんですよ。貸付けをしない方法だつてあるはずなんです。ファイナンス会社をつくつて、合同会社で借りればいいじゃないですか。いとも簡単な、臨時議会で14億ちあり得ない。もう少しやっぱり煮詰めたところできちつとした答弁をいただきたいね。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

貸付けの条件に関してなんですけれども、一応の考え方をお示ししておく必要があるかと思しますので、御説明申し上げます。

現在、貸付原資という形で歳出予算項目にのみ計上しているような状況ではございますが、貸付けですので、当然おっしゃられるように返済は生じることになります。返済金につきましては、貸付契約締結時に条件を整えようというふうに考えておりますが、現段階の考え方について、順を追つてお話をいたします。

まず、利息です。

利息に関しては、無利息ということはございません。利息を賦す考えでございます。この場合、適切な利息を賦すということが、まず算定する必要がございますので、ここの考え方というものも併せて御説明を差し上げたいというふうに思っております。

まず、参考として幾つかの金利というものを今考えております。

まず1つ目は、日本銀行が公表しております貸出約定平均金利の推移というものがございます。これは最新が、直近だと5月になるかと思えます。これは市中金融機関の銀行によります長期貸出金利におきましては、都市銀行が平均いたしますと0.561%、地方銀行が平均で0.554%、第2地方銀行におきましては0.585%ということになっております。

また、地方債におけます融通先ベースにおけます内訳の金利では、財政投融资が、これは金利帯がございますので、大体0.06から0.3%の間、民間銀行借入れの場合が0.48から0.53ということになっております。

もう一つ参考金利として考えておりますのが、地方公共団体の金融機構の基準金利というのがございます。こちらのほうは貸付機関なんかによっても変わってはくるんですけども、こちらの基準金利は0.3というふうになっておりますので、これらを検討いたしますと、0.06から0.585の間が妥当な金利帯ということで考えております。この中でどの辺りを、中間地を取ったり、そういう形でいくのかということで、今、軸に考えているような状況でございます。

また、次に期間です。

期間につきましては、起債の借入れのように、例えば、20年というような長期は設定しようとは思ってございません。比較的早期のうちの返済を軸に考えておりますので、こちらは5年以内の貸付期間を検討しているところでございます。

また、据置期間につきましては、貸出期間が短くなりますので据え置いておくメリットもございませんので、そうなる据置期間は置かないということで考えております。

あと、方式といたしましては金利固定方式で、返済は元利均等ほうという形で検討しております。なお、繰上償還を可能な内容としたいというふうに考えております。

条件に関しましては以上でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

もう一点だけよかですか。

据置きはないよということですね。厳しかですね。普通は据置きはしてやるんですよ。厳しい条件であると。利子については0.06ぐらい、これは妥当だろうと思います。5年間、短いね。だとするならば、これは今後立ち上げてから借りるわけですね。合同会社と協議をして、合同会社に貸付けをする。貸した時点から据置きはなくて、5年間で返済。できなかった場合、どうするんですか。担保は取らないの。担保。なし。どうなの。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほどほかの議員のほうからも質問ございましたけれども、現段階で借入れ実行時で担保を取るということは、今のところ想定しておりません。ただ、遅滞が生じる場合、あるいは生じそうになったとき、こういったときに関しましては、その状況を総合的に判断して、町が必要と判断すれば担保を差し入れられるような形で契約内容に盛り込もうかなというふうには思っております。

併せて、貸し付けた後に関しましては、これは債権管理ということで事務的には生じるというふうに我々は認識しております。貸付金自体に関する根拠法令というのは非常に少ないところではございますけれども、貸付金債権自体は公債権ではなくて私債権という形で分類されるというふうに思っております。これは自治法の237条であったり、240条によりまして、私債権もまた公の財産という形になります。ですので、私債権の管理も法令に従って執行される必要があるというふうに考えております。

です。約束の期日までの返済実行管理であったり、遅滞の場合の督促、あと、最終的にどこまで措置するかといったところまで視野に入れることを念頭に置いていく必要はあるというふうに考えております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

非常に厳しい条件ですよ、これ。これ、676,000千円という金額が5年間で返済ができるかという、貸付けからでしょう。まだまだ何をやるのかとも、まだきちっと議会に報告はあっていないので。そうすると、利益が出るという保証があると。僕は非常に難しい判断だとは思いますが。商いの難しさというのは、やっぱり町長にしてもそういう経験はないだろう、河上さんだっただろうと思います。そこにやっぱり民間企業の方が入っているんで、厳しさは十分社長さんたちは知ってあると思う。だから、こういった危ない橋は渡らんほうがいいと僕は思うよ。

ファイナンス会社から何とか借り入れる方法はないとね。それとか、貸付けもせんでいいような方法だっただけあるやないですか。くいは抜く必要なかやなかですか、駐車場にすれば。いろいろ方法はあるじゃないですか。そういった方向を議論はされていないんですかね。そういう答弁が返ってこんなら、ここで容認できないよ、町長。入り口は大事、14億の問題についてはね。これは解体については町のもんやいけん、それでいいと思う。町が当然すべきであろうと思います。これも積算根拠があっているはず。業者と調整はついているはずなんですよ。

そこで、1点だけお尋ねしておきます。

あそこは4階建て、鉄筋コンクリートじゃございませんよね。鉄骨ですよ。鉄骨。その鉄骨は積算の中にどのぐらいの重さが入っているの。それは分かっていると思うんですよ、行政は。

**○町長（武廣勇平君）**

鉄骨の重さでございますか。（「はい、そうです。重さ」と呼ぶ者あり）

我々は行政で見積りを取っております。3者ですね。その専門家に下見積りを取って、そして、今回予算として上げる以上の能力は持ちませんので、頂いた設計書をベースにお答えするのみであります。鉄骨の重さという表現は、鉄骨自体、中にコンクリートと一緒に組み込まれていますが、その重さを解体見積りの中に表わされているという前提なんですかね。

**○7番（吉富 隆君）**

入っていないと思います。ただ、解体業者は産廃に出すわけでしょう。だから、7億も幾らもかかりますよということなんです。ところが、早く解体すると、今、キロ40円は乗っていますから、幾ら返ってくつですか。2,000トンあったらどうするんですか。幾らですか。

80,000千円ですよ。そういったことも含めたところの入札関係というのは今後必要になってくるであろうというふうに思います。オリンピックの後、下がりますよ。毎回、地金はオリンピックのとき上がります。40円ぐらい、キロの。今、40円に乗っていますよ。

だから、そういったことも含めたところで参考にしていただければというふうに思いますが、726,000千円のうち80,000千円引くと幾らになつてですか。これはざくっとした積算根拠だと思います。解体業者は絶対それ入れませんから。そういったことも含めたところでやっていただきたいというふうに思います。これも私が経験済です、農協のライスセンターを解体したときですね。えらい解体料が安いねと。何ちゅうことなかですもんね。それで上乘せしてペイでやっていますから。そういったことも含めたところで参考にしていただければなというふうに思います。

まだまだこの議論は幾らでも質問したいんですが、ほかの議員さんもいららっしゃるさっごたっけんが、あと譲りますが、今のままの答弁ではなかなかこれ容認できないですよ、貸付けの問題は。まだいろいろ方法はあるじゃないですか。町長の知恵袋でやってくださいよ。ファイナンス会社の話等も交渉はされているだろうと思いますけどもね。貸さんでよか方法。あそこば駐車場にすれば、670,000千円というのは浮いてきますから。そうでしょう。くいは抜かんでよかと思う。670,000千円浮きますから。そういった金のかからない方法等々をやっぱり議会と協議を今後していかざるを得ない。今日のままでは、これはやっぱり容認できませんですよ、僕はそう思います。

一応、私もここで質問をちょっとやめますが、ほかの議員さんの意見も聞きながら参考に、また同じ案件で質問させていただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○3番（原 直弘君）**

まず、同僚議員と同じような重複した質問かもしれませんが、負担金と貸付金の解体工事ですね。解体工事等ということで負担金も貸付金も上がっているんですけど、この等というのは、先ほど室長からの説明では、イオンの商業施設と自動車学校、教習所の建屋の解体ということで説明を受けたんですけど、この等というのをまず、どういった形でつけられているのか、ほかにも何かこの負担金の中に入っているかどうかをお尋ねしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

等ということでございますけど、これは建設業法とかでも工事の業種区分とかはあるかというふうに思っております。それで、解体ということだけになりますと、工作物等の解体という形になって、ですけれども、それだけじゃなくて、周辺に樹木等の伐採もございまして、伐採、伐根であったりとか、あと、足場をかけた、はつりをやったり、運搬をやったり、処分をやったりということも含むという認識での等というふうに御理解いただければと



いうふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

等という意味が分かりました。そしたらず、商業施設に幾らかかるか、自動車の教習所の解体に幾らかかるか、そして、樹木等の運搬とか、別の等のやつで積算は726,000千円だと思んですけど、その内訳の金額を教えてくださいよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

出してよいかどうかを確認させていただきたくて、これは恐らく今後発注をしていく流れになると思います。金額の内訳をどこの範囲まで出すべきかについては、手持ちで持っておりますけれども、しばし時間を、休憩をいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。今、町長のほうから暫時休憩のお願いが出ておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前11時29分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

3番原直弘君の質疑があつて、執行部の答弁からお願いします。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねの負担金の構成内容については、金額には触れずに、構成の項目と数量等で御説明をさせていただきたいと思ひます。

室長から答弁いたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

内容について、実際やる内容の中身、それと、その後、数量のみで大変申し訳ないんですけども、御理解頂戴したいというふうに思っております。

まず、仮設工事のほうですけれども、こちらのほうにつきましては仮囲いがござひます。これは470平米です。それと、あと仮囲い、こちらは白シートで使う部分なんですけれども、そちらのほうは92メートル。それと、パネルゲートをこちらのほう、7.2メートルのやつを3か所ほど使用すると。あと、安全管理備品ということで一式。それと店舗陳列物、あるいは外部養生足場、それと店舗等防音シート、これは5,540平米。そして、店舗等外部養生足場の枠組み足場、これは900でござひます。こちらのほうは2,920平米。あと、店舗等の防音

シートが2,920平米。それと、仮設の足場材の運搬一式。仮設電気工事代、これは仮設電気として3か所、それと、動力引込み1か所で一式でございます。それと、仮設水道工事、これは散水栓の立ち上げを6か所ほど想定しております。それと、あと動力用の光熱水費がかかります。これは一式でございます。それと、あと防じん対策の散水費が、こっちは4万8,918平米。それと濁水処理の対策費、これは排水中和プラント設備機器であったり、ポンプ、こういったものを4か、ほどというふうになります。そして、あと清掃維持費、あと前面道路の清掃等、こういったものを見ております。それと、あとアスベストの分析調査費、こちらのほうは内装仕上げ建材であったり、耐火被膜材、あと外装吹きつけ塗装とか、こういったものの検体を検査に出すということになります。

また、店舗等とかの解体工事におきましては、屋上部の設備機器撤去が1,488平米、それと、広告塔の解体が216平米、そして、屋内電気設備機器撤去、これは3万6,033平米、それと、衛生設備の撤去、これが514平米、内装の仕上げ材の撤去、3万6,033平米、それと、機械室電気設備機器の撤去、455平米で、上屋解体が3万6,033平米、土間基礎解体が1万2,963平米、スロープ解体が634平米、屋外の階段解体が782.6平米、あと、埋め戻しと新規の土という形で6,000立米、そういう形で見ております。

また、駐車場等につきましても同様でございます。それと、屋内の電気と設備機器撤去がございまして、それが1,288.5、それと、内装仕上げ材の撤去が496平米、上屋解体が1万2,885平米、土間の基礎解体が3,230平米、あと舗装撤去、車止めの撤去も含めて6,120平米、側溝、排水ますの撤去が191平米で、埋め戻しの新規の土が1,300ございまして。

あと、附帯施設ですけれども、自転車置き場の解体が288.8、カート置き場の解体、こちらが28.8平米、そして、汚水処理のところの上屋解体が7.8、汚水処理のこの解体のところが837がございまして。あと埋め戻しも、そこには4,300立米がございまして。あと、水替え工であったり、防火水槽の解体であったり、受水槽、雨水槽の解体というものが一式で含まれてございまして。

また、外構部分につきましても、インターロッキングのブロック撤去が2,200平米あったり、ボックスカルバートの撤去が130平米、あと重力式の擁壁撤去が76平米、L型の壁撤去が44メートル、それと、側溝撤去がそれぞれ規格が1,250から300のもの、それと、1,400から500のものがございまして。あとはメッシュフェンスの撤去であったり、あと樹木の撤去、処分がございまして。これは一式でございます。あと、外灯、電柱の撤去といったものがございまして。

また、あと外周道路につきましても、舗装の撤去というものがございまして、側溝の撤去もございまして。それと、あと歩道境界のブロックの撤去、あとメッシュフェンス、あとガードパイプの撤去、外灯、標識、こういったものの撤去というのもございまして。

あと、それに含めましたところで、あと産廃処理工というのがございまして、コンクリー

トがらであったり、アスファルトがらであったり、瓦礫類、あと木くず、ALC板、それとガラス、陶磁器類、あと廃プラスチック、石膏ボード、あと、その他のボード類であったり、グラスウール、ロックウール、あと紙、繊維くず、混合廃材、鉄くず集積積み、こういったものがありまして、鉄くずとして処理されることになるということになります。

そういうのも、含めたところございまして、一般管理費であったり、あと現場管理費、それとあと消費税、こういったものを附帯したところで、旧商業施設部分につきましては693,000千円、それと、あと東佐賀自動車学校の部分に関しましては、33,000千円という形で負担金の内容の部分に関しては見ているという状況でございます。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

3番原直弘君から、よろしく申し上げます。

**○3番（原直弘君）**

先ほど室長のほうから、大変内容的には詳しく答弁いただいたんですけど、私が1つ聞きかかったのは、解体工事等ということで、当然解体工事に付随する電気系統とか、そういう撤去は当然だと思うんですけど、その中で、例えば教習所の舗装面ですね、あそこも今の答弁には入っていたような気がしますが、あそこも全部この解体工事等負担金の中に入っているかどうかの確認をまずしたいと思っております。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

大変申し訳ございません。先ほどの説明の中で誤解を招くような表現がございましたので、ちょっと追加して、またその辺もお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

こちらの旧自動車学校のほうの部分に関して、説明のほうがちょっと終わったような形で説明しておりますけど、漏れておりましたので、そこに関して改めて御説明差し上げたいというふうに思っております。

その旧自動車学校のほうの解体内容に関してなんですが、こちらのほうもるる説明を申

し上げますと、まず、仮設といたしまして外部の養生足場、こちらのほうも2,060平方メートル、それと、あと防音シート、これは2,060平方メートル、それと、あと仮設の足場の運搬であったり、電気工事費、あと水道工事、それと動力用の光熱水費、これは一式でございます。それと、あと防じん対策散水費、これが782.6平方メートル、それと、あと校内の清掃等維持費、そして、校内前面道路の清掃等一式でございます。それと、アスベスト分析調査費、それと、内装材仕上げ建材、あとスレート、これもアスベストの調査分析を出さなきゃいけませんので、こちらのほうが検体として10ほど出して検査を行うという形になります。

それと、解体工事……（「その大きな項目である程度言っていたかないと、この小さいのはいいんですよ」と呼ぶ者あり）大変申し訳ありません。承知しました。（「そいけん、解体工事のイオンの商業施設、自動車教習所ですね。その解体、そして、アスファルトのその分とか、そういう大きな項目を答えていただきたい」と呼ぶ者あり）承知しました。大変申し訳ございません。

解体工事のほうになりますけれども、こちら側の事務所、あと教習棟、それと、あと自動車洗車機の解体とか受水タンク、こういったものが含まれております。それと、あと機器の撤去ですね、こういったものも含まれているとこです。

あと、先ほどからありました外構の部分になりますけど、ここで教習所の附帯設備の撤去であったり、フェンスであったり、舗装の撤去、こういったものが生じてきます。こちらも樹木だったり、雑草とか、こういったものの撤去が入っております。

あと、当然コンクリートであったり、アスファルトであったり、木くずであったり、そういったものが出ますので、そういったものを産廃処理といったものが生じるというような内容になっておりますので、御指摘の舗装に関しては、こちらのほうに含まれているというふうに御理解頂戴できればと思っております。

### ○3番（原 直弘君）

そしたら、この負担金に係るのは、当然あそこの中心市街地の中の解体とか、そういう費用で726,000千円を負担するという形ですね。これはあくまでも町費というか、事業者ですね、民間事業パートナーは全然その負担することなく、町が100%負担するという形で理解しておいてよろしいですか。

### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

負担金の部分に関しては、そういう御理解で、議員のお見込みのとおりでございます。

### ○3番（原 直弘君）

そしたら、貸付金の解体工事等貸付金というとは、先ほど説明があったように、支持ぐいの分のみの金額が676,000千円という認識でよろしいですか。

### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員お見込みのとおりでございます。

**○3番（原 直弘君）**

ちょっと1つ疑問点があるんですね。負担金は解体工事の私、建屋の分だけと思ったんですけど、今説明では舗装部分とか、そういうのが入って、貸付金は地中のくいで、これは合同会社に貸し付けるという形なんですよね。

ということは、建屋は上峰町の名義ということで、当然、上峰町が全額負担するのは当然であろうかなと思うんですけど、先ほど舗装とか、その土地の上に乗っていますよね。その分が負担金ならば、この貸付金の地中のくいを会社で借り入れるというのは何となく矛盾するのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

恐らく主物と従物という考え方でおっしゃられているのかなというふうに思っておりますけれども、基本的には取得した段階で、その用途の目的に応じて使用されていたところですので、そこは工作物という形での理解で私どものほうでは考えているところでございます。

したがって、その建屋の部分につきましても、建屋の部分に附帯するところの、その目的用途にそれが必要だったということで工作されていた施設でございますので、そこに関しては負担金のほうで処理をしたほうがいだろうということで考えております。

**○3番（原 直弘君）**

考え方としては、通常土地の売買とか、平地にして泥の状態というか、そうして大体売買するんですよね。そういうところの上にアスファルトでもコンクリートでも、通常は撤去を前提としてするのが普通で、この分の負担金についてはいいんですけど、貸付金の地中のくいというとは、あくまで建屋に、建てるために地中のくいを打っているんで、逆に貸付金で、負担金で町が100%じゃないというのは、町のほうが若干得するのかなと思うんですけど、その考え方がちょっとこうやっぱ矛盾するというので、今、同僚議員からのずっと話の中で思っていたんですけど、それはやっぱり先ほど室長が言われたとおりの考え方ということでよろしいですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

その辺の整理で、いろいろ議員さんの間でもる議論がなされたというような形かと思っておりますけれども、一旦の整理としては、工作物という形で私ども考えておまして、その工作物に関しての除去に関しての費用はこちら、町のほうで負担を申し上げて、地下埋設されております地中ぐいのようなものですね。確かに建物を維持するためのくいだろうというような御意見も分からないわけではないです。そこも分からないわけではないですけど、ただ、もう地中の中に入っているような内容物になっておりますので、そこは一体化したものであるという形で——建物と一体化ということではなくて、底地と一体化しているというような考え方で考えているところでございます。

以上です。

**○町長（武廣勇平君）**

これは議員のおっしゃるとおりで、るる議論がございました。本来であれば、出資比率に応じた配当であり、出資比率に応じたリスク分担ということでいけば、地下埋設物について民間事業パートナーが担うというのはあまりにも大きな負担だという議論はございました。私どもとしては、なるべく民間事業者の資金を活用しながら、これについては取り組んでいきたいということで交渉してきたところであります。本来的には、やはり出資比率に応じた割合のリスク分担が適切だということは理解しております。

**○3番（原 直弘君）**

先ほど出資比率の話が出たついでに、ちょっと私が思うのは、この解体工事等貸付金、負担金については当然町が100%見るということなんですけど、解体工事等貸付金については当然返済が行われるということで、先ほど期間が5年以内ですよね。これについての返済は、今までの流れからすると、町が今、出資割合が95%、約ですね。で、民間事業者が5%なんで、当然この貸付金は町から会社に貸し付けるんですけど、その中身は、貸付金の95%は当然町のほうが返すような形になるのかどうか確認をしたいんですけど。（発言する者あり）

貸付金を貸すでしょう。そしたら、合同会社が返すわけですね。そしたら、返すに当たって内部でどれぐらいの町が負担、事業者負担というのが出てこないかなと、それちょっと疑問なんですけど、その点についてお尋ねしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

恐らくそれは出資の割合に関したところで、町のほうから返済原資に関しての持ち出しが生じないだろうかという御懸念かなというふうにもちょっと思っております。ただ、それをもし町のほうからするということになる、多分相殺するような内容になってしまって、多分債権債務が混同してしまうおそれがございますので、あくまでも別法人の上峰町から法人たる合同会社のほうに貸し付けるという形になります。その中で上峰町が別途何か、その返済原資に関して用立てるといのは想定をしていないところでございます。

**○3番（原 直弘君）**

ということは、合同会社の中でどこかからファイナンスとかを利用して借りて、その返済に充てると。それは事業で消化するんだけど、最終的にはその事業の大きな中の一つであるわけですよね。ということは、目には見えないだろうけど、今までの流れからすると、95対5で町のほうが何らかの形で95%を、直接的にはないんですけど、そのファイナンスを借り入れて返すわけですよね、ずっと。それが町のほうに当然回ってくるというんではないかということで考えるんですけど、いかがでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

ファイナンスを例えば別から用立てて、それを返済原資に充てるとい考え方は、確かに

議員お見込みのとおり、それはあり得ます。それを返済原資、この借入金に対しての返済原資に充てて町に返すということになったときに、上峰町として、そこに何か入れているかどうかということ、多分直接は何も入ってはいないのではないのかなというふうには思いますけれども、それがちょっと何か間接的にというようなお話でもございましたが、すみません、その辺の想定がなかなかわかにこちらもできていなくて、返答になったかどうか分かりませんが、申し訳ございません。

**○町長（武廣勇平君）**

恐らくLABVから貸付金の返済の話とLABVのリスク分担の話が加わって、そのLABVから返済いただく金額の担保だとか、あるいは現金原資が行政から回ってくるんじゃないかという御懸念かもしれませんが、資金調達にはいろいろな方法がありますが、市中金融機関からのこの解体におけるファイナンスは難しいと。なぜなら何も生まないからでございますので、ソーシャルキャピタル向上のためのクラファンや、あるいはインパクト投資を活用し、LABVが事業の収益の柱を立てながら返済していくということを想定しているところでございます。

**○3番（原 直弘君）**

そうですね。そう言われるとそうなんですけど、やっぱり最終的には、今回開発する今現在の計画では、上峰町が求めている社会資本整備がありますよね、公共施設が。と、あと独立採算による収益施設等の開発、これは主に民間事業者なんだけども、当然その中でどこからファイナンスを借りて、お金を借りて、収支をずっと行っていくわけですよね。当然もうけが出たら町にバックがあろうし、赤字が出たら、当然町のほうからある程度のお金が出るわけでしょう。赤字が出た場合。合同会社が当然、収益が出る全ての事業ならいいんですけど、公共施設が入っているもので、その公共施設は基本的に考えて、上峰町が要望した施設だから、これは100、上峰町が後々負担するという前提なのかどうか、確認したいんですけど。

**○町長（武廣勇平君）**

まず、答弁の範囲として、我々は貸付金に限定された答弁をすべきだと思います。合同会社はその中で収益の柱を立てることは自由でありまして、もちろん開発に関わるLABVの範囲内で町の活性化、定款に従って様々な収益事業を上げます。しかし、その収益事業の全てにおいて、議論の、ここで交わされるということではございません。

よって、貸付金については返済されることを前提に、我々はしっかりとこの分利子を取りながら貸し付けていくということでございます。

**○3番（原 直弘君）**

行く行く貸付金に伴う分で、そのファイナンスから例えば借ります。で、5年間返済しますという流れですよね。そういう流れになるんでしょう。その流れになると、当然収益の関

係が出てくると思うんで、これ自体は全然利益を生まないんで、どこかにぶっ込むわけですよ。何らかの事業。（「合同会社の話ですよ」と呼ぶ者あり）うん。

**○町長（武廣勇平君）**

合同会社がどういう経営をするかということをご議論するものではないと思います。私どもは貸し付けた金額を返済していただくということを前提に、先ほど契約書にも担保の差し入れを入れ込んでやり取りをするということでございます。

**○3番（原 直弘君）**

それでは、この負担金——負担金というか、解体工事を当然、私は町でしてもいいと思っていたんですけど、先ほどの町長の答弁は官民連携という前提で、そういう流れにしたということ、それは理解できるんですけど、私が一番懸念するのは、先ほどの積算とかいろいろありましたよね。町が発注すると、当然私たちもその内容について監査を十分にできるわけですよ。しかしながら、もう合同会社のほうに全て任せてしまうという——全て任すんですよ。当然、私たちの目の行き届かないところで入札とか解体工事とか行われると思うんですよ。それはもう当然行われるんで、やっぱりできるだけこの分の解体工事の分は町のほうでして、私たちもその金額とか、内容とか、妥当性とか、そういうのを検証したいわけですよ。できるだけ、合同会社は開発に伴って当然動くわけなんですけど、それでも役場が発注しても、官民連携には当然なっていくと思うんですよ。

そいけん、1つ私が懸念するのは、合同会社の中に——これはあくまで私の意見なんですけど——合同会社にそういう解体とかを行う、建築とか行う会社が民間事業パートナーでも共同事業パートナーでも入っているわけですよ。ということは、一旦合同会社にこういう解体工事とかを任せてしまうと、その中で当然入札等はあると思うんですけど、その中で本当にその積算の——積算というか、入札の妥当性もなかなか検証しづらいというか、されないわけですよ。そいけん、そういうのを懸念して、私はできるだけ上峰町が発注で行ってもらいたいというのが本心なんです。その件について答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

公が発注であれば、やはり仕様を作り、民間の創意工夫が発揮できないというところを民間資金を活用し、まさにこの解体プロジェクトがいい例だと思いますけれども、貸付金、負担金について出す範囲で、我々は答弁をしていくということになると思います。

その合同会社の中における様々な民間事業パートナーからの提案事業、これについてはしっかりと審査をしながら、民間事業パートナーが発注し、そして、それはひいては運営責任を伴いますので、やがてその中でしっかりと適切な価格に落ち着くものだと、私はこの構図から見て理解をしているところです。

**○3番（原 直弘君）**

そしたら今回、負担金とか貸付金の中で解体工事等のくいと、解体工事本来の、をこの



金額で上げてあるんですけど、先ほど室長の答弁では3者見積りということで、どちらも取っておられるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

先ほど申し上げている項目につきましては、見積りのほうを徴取してございます。全部でございます。

**○3番（原 直弘君）**

それでは、ここではそういう資料は出せないということなんですけど、実際、どこの市町でも情報公開条例ということで開示請求できると思うんですけど、これについては開示請求の、をしなければならぬ案件だと思うんですけど、議会が終わった後にそういう請求をして取得したいと思いますけど、よろしいですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

これに関しましては、まだ発注する前の状況でございますので、タイミング的にはその後になるのではないのかなというふうに思っているところでございます。

**○3番（原 直弘君）**

今までの質疑応答の中でそういったニュアンス的に聞いていたので、当然発注が終わってからはかできないだろうということを想定していますので、よかったですら発注後に教えていただければ請求等をしたいと思っておりますけど、よろしいですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

それに関しましては、そういう流れになるのであれば、それは承知したいというふうには思っているところです。

**○3番（原 直弘君）**

先ほど同僚議員からの質問で、当然私も思っていたんですけど、くい引き抜きですね、撤去。実際、今、全体的な計画がないときに、わざわざくいを抜く必要があるのかなと私も思います。当然、そこに建屋が建つ前提だったら、もしですよ、利用できるのは利用する、もし駐車場で計画されれば、わざわざ抜かずに、当然上部を切った工法で埋め戻して、そのままこのくい引き抜き作業、貸付金に当たるんですけど、この分がほぼなくなるんじゃないかと。全体的にそういった工法も考えられるのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

いろんな工法を考えられるとは思いますが、ただ、そこも含めていろいろアイデアというか、そういったものが出てくるのも民間のノウハウといったところになるかと思っておりますので、そういったところをいろいろ勘案するところは恐らく出てくるんだろうなというような感触は持っております。

ただ、現時点では一応これぐらいの経費がかかるんだろうという想定は当然こちらのほう

もした上で、今、計上を差し上げているところでございますので、その範囲内で収まるのであれば、それはそれでいいことかなというふうには思っております。

**○3番（原 直弘君）**

そしたら、そうであれば、当然建屋の解体は必要と思うんですけど、下のくいの引き抜きは全体的計画が終わった流れで予算計上と、そういった分が今回、そういった流れが適正だと思うんですよ。これもし今日議案が通って、そのまま貸付金もオーケーだとすれば、こういう審議の中で了解皆様に受けましたと、当然貸し付けましたと、くいも引き抜きましたと、そういう結果論で、結果となってしまっても遅いんで、当然この分の貸付金のくいの分は、建屋が終わって全体的な計画が済んだ時点でも当然間に合うと思うんですよ。こういった形で唐突に臨時議会をされたわけですから、そういう段取りでも全然計画には支障が出てこないと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

これは議員の皆様方に議決をいただいたのは、3月までに解体を滅失登記するということが前提とまずなっております。釈迦に説法ですが、あれだけの大きなエリアの設計を考えた場合、1年以上は優にかかります。今、議員の御質疑は、設計をした後に解体をということですが、3月までの解体の期限、議員の皆様方からも議決をいただきました期限を守れないことになりまして、まず解体をする間に設計を起こしていくということが、この流れとして必要になるがゆえに御理解いただければと思います。

**○3番（原 直弘君）**

先ほど私が申したのは、建屋の解体は当然すべきだと思うんですよ。しかしながら、そのくいは、そこにもし全体計画ができて駐車場になった場合、この引き抜きのこの金額、もしそれまでに引き抜いておられたら676,000千円、本当に無駄な金を捨てるわけじゃないですか。それよりも、建屋は当然、今、町長が言われるとおりですよ。建屋は外して、その後に並行して計画を立ててられると思うんで、その中で駐車場なり、絶対ここに建屋が必要なんだよということができた時点でも遅くはないじゃないですかで、くいはですよ。そういうことで先ほど申し上げました。

**○町長（武廣勇平君）**

建屋は、今回LABVをやる理由は、民間の工夫、知恵を生かすというところにあります。建屋は壊して地下埋設物は抜かないということによって、設計が上がった後に抜くということに生じる負担増ですね、これはまさに民間の創意工夫をなくすことになるし、仮に設計を先にすることは物理的な流れとしてはできますけれども、わざわざ設計を上げることを先にする、そういう提案は民間事業者からはいただいておりません。

よって、解体をする間、これもかなり、12か月ぐらいかかるのかもしれないけれども、その間にこうした設計等を行っていくというのが民間の提案する合理的な判断なんじゃない

かなというふうに私は理解しております。

**○3番（原 直弘君）**

町長、民間事業者が全て正しいわけじゃないですよ。当然、今の流れからすると、駐車場だった場合、くいは抜かなくていいわけですよ。そうでしょう。それで、うちのほうがこの676,000千円の分をわざわざ貸付けにしなくていいならば、うちもいいし、当然合同会社もいいわけですよ。

そういうふうに、その民間事業者、官民連携のほうは推し進めているんで当然でしょうけど、あくまで民間事業者が全て正しいわけじゃないと。それで、こういった議会の下にこういったのがあったよと、当然そういう流れで、もしそしたら、室長でも町長でもいいですけど、駐車場になった場合の計画ですね、そのときにくいが本当に抜くべきか、抜かなくてもいいべきかということですよ。それはどう思われますか、今の段階。

**○町長（武廣勇平君）**

かねてから、説明が足りなかったかもしれません。全部抜くことを前提にはしておりません。創意工夫によって抜かない部分が出てくることをあらかじめ予見した予算措置です。ただし、抜かないという前提で、設計も上がっていないのに限定的に本数を予算計上するわけにはいきません。私どもは、リスク分担は民間と公共、出資比率において割合が適切だと思っておりますが、民間の総意工夫をまさに発揮していただいて、なるべく配置等を早めに決めていただきながら、創意工夫を発揮していただきたいと考えているところでございます。

**○3番（原 直弘君）**

この件については、民間の創意工夫というのは本当、大変評価すべきなんですけど、私、先ほども何回も言いましたけど、民間事業パートナーも共同事業パートナーも、そういう建築業とか土木業の方がいらっしゃるんですよ。その中で、当然民間事業の意見というのは、向こうは営利企業なんで、自分たちの営利目的であるかもしれないですよ。ということは、やっぱり半分は町的意思決定があるんで、こういう議会のそういうくいを抜かなくてもいいような形になるんじゃないかということで、先ほども同僚議員から言われたように、そういったのを考えて、次にくいの貸付金なりを上げて間合うんじゃないかと。

ちなみに、先ほど私聞いたのは、本当に駐車場だった場合、くいが抜く必要があるかないかということで、本当、思うかどうか、その部分をちょっと室長お願いします。駐車場であった場合ですよ、くいを本当に抜くべきか抜かないべきか、その点だけちょっとお聞きしたいんですけど。

**○町長（武廣勇平君）**

まず、解体等に関する知見、また、開発申請、様々なほかの法令等によって、くいを抜いてよいものか、そのまま埋め戻してよいのかということについて、私どもが知見が不足している部分はございます。しかしながら、なるべくくいについては埋めながらやっていくと

ということが、この費用を抑えるということにはつながるというふうに理解して、私自身はおります。

そして、今回の官民連携において非常に重要なことは、LABVというのは、先ほど営利企業だから仕様発注の場合と違いまして、営利企業といえども、自分たちに民間事業パートナーはその運営が委ねられておりますので、結果として責任を負うわけですね。そういう体質にあるということにはぜひ御理解いただきたいと思います。

また、上峰町としては、何もLABVの言う値で今回予算措置しているわけではございませんで、町としてこの解体に関する見積りを取りながら対応して、一番安価な価格を我々としては計上しているという前提でおりますことを申し添えたいと思います。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○2番（大川徹也君）**

私、頭がこんがらがってきて、もちろん解体工事に関わる負担金及び貸付金の話なんですけど、ちょっと話しながら整理をしていきますので、御勘弁ください。

まず、東佐賀自動車学校の跡地を90,000千円ぐらいでしたっけ、町が購入しましたよね。そのときに建屋とか、さっき今、室長が説明くださった事務所建屋とか洗車機とか、舗装部分が入るのかどうか分かりませんが、そういうものの評価も含めた金額で、そのものの評価もその金額の中に入っていたんですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

議案審議の中身とは大分ずれると思いますが、これは一度議決を経て、解体撤去費については、以前の、かなり前の議会ですが、審議を終えたものだと思います。

**○2番（大川徹也君）**

町長、これは何で私がこの話をしているかというと、関係しているんですよ。今回、この町が自己負担をして解体工事をするイオン跡地4万8,000平米と、あと、自動車学校跡地910平米ぐらいの建屋に関するところの工事も評価に含まれた、買った購入費用の中にそれらの評価が含まれていて、それをまた自分たちでまたお金を出して解体して、そういうちょっとパターンやったら、上峰町は何をやっているんだろうと思うから、それを確認しなかった。

**○町長（武廣勇平君）**

ちょっと1年以上ぐらい前の議案の話ですが、あのときの議論をちょっと私、記憶ベースでお話しします。

購入は開発を目的とした購入です。しかしながら、あの時点で建物の購入を、土地の購入を進めていく中で、解体を入れるよりも、後ほど解体をすることは決まっているので、併せて解体しますということで御議決をいただいたということで理解しております。質問の答え

になっているかどうか分かりませんが、以前の議案審議ではそういうやり取りがあったと思います。

**○2番（大川徹也君）**

そうですね、今、町長が言った、発言で私もそういう記憶がよみがえってきましたが、要は、そのとき解体を前提として購入はしたけれども、その購入費用の価格、積算の中にそういう建屋の分の評価も入っていたかどうかというのを確認したかった。

**○町長（武廣勇平君）**

もし答弁が必要であれば資料を必要としますので、休憩をいただきたいと思いますが。

**○議長（中山五雄君）**

町長のほうから暫時休憩の願いが出ております。

お諮りいたします。暫時休憩、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしということで、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 1 時40分 休憩

午後 1 時50分 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

2番大川徹也議員の質問から執行部の答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

今お時間いただきましてありがとうございました。

バックステージで打合せをして、当時の議論を振り返っておりました。

もともと開発を行うための土地取得を目的としたものでありましたが、建屋がついているということで、やり方としては2つあるという議論をしておったと思います。1つは、解体費を抛出し、町から、解体していただいて更地にしてもらうという方法、もう一つは、建屋がついたまま、土地と合わせて購入し、後ほど解体を併せて行うという方法、我々は後者を選んだということであります。それはやはり解体を後に行うという前提でありますから、解体費を少しでも極力減らしていくことを目的に考えたと振り返っておりました。

土地の建物について、購入をしないで、これを解体できる方法はなかなかないんだろうと思うがゆえに、土地と建物を購入し、後に解体することが前提となって御議決をいただいたものだとして理解しております。

**○2番（大川徹也君）**

町長、せっかく答弁してくれたんですけど、そこは私も記憶にあります。今回、私の質問

は、簡単に言えば、東佐賀自動車学校跡地の土地購入費の積算根拠の中で、積算要素に建屋関係の評価額も入っていたかどうかというところを聞きたかった。

**○町長（武廣勇平君）**

入っていたと思います。4,500千円程度だと。補足があれば室長が答弁いたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

先ほど町長が言われたぐらいの額が入っていたということでございます。これは、もしこの部分まで取得しなかった場合は、そこに権利が残ってしまいますので、後々、開発するときにいろいろトラブルが生じる可能性があるということで、そこまで一緒に取得したという経緯がございます。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

先ほどから同僚議員さんのほうから、かなり突っ込んだ質問がされております。私も同僚の議員の方から質問されたことを質問しようと私、思っていましたけども、かなり突っ込んだ話がされておりますので、あまり詳しくはできませんけども、確認も含めて、重複するかと思いますけども、よろしく願いをいたします。

まず最初に、この予算書を見て、1,402,000千円、この金額を見て、実は私もびっくりいたしました。なぜかという、3月の議会だったと思います。私は解体について質問をした覚えがあります。その中で、創生室長のほうからの答弁で、ちょっと読んでみますけども、いいですか。地中に埋設しているくい、これをどう扱うかによって金額が大分変わってくるだろうということを言われております。くいの引き抜き、または破碎、これを行う方法を取れば、それ相応の額になるんだろうというふうには思っている。また、一部のくいを抜いて、残存したくいを埋め殺すなどするともう少し安価になるということも可能になってくるだろうということを答弁されております。要は全体の配置図、あらかじめのレイアウトができた際に現状の建物にどの程度建築物がかかるのかを、こういったものを検討する必要があるんじゃないかというふうに思っているということを言われております。

だから、先ほどから聞いていますと、まだ全体の配置図、レイアウトというのが明快な説明はありませんでした。なのに、解体の費用だけが、ぽんと1,402,000千円が出てきたということは、どういう関係でそういう、今までは、要は全体の配置図がなからんと金額をお示しすることができないというような答弁でございましたけれども、全体の配置図ができていないのに、どうやって1,402,000千円が先に出てきたのか、その辺のいきさつをよかったら教えてもらいたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

同じく3月議会で創生室長は、その下段のやり取りでこう答えております。まだ設計がないだと、ですので、設計がない以上のことは言及がしにくいという話です。設計がない以

上は、設計が出来上がる際に備えた事項要求、予算について事項要求をして、全てのくいが抜けるような枠予算を取って対処すると。実際、くいが抜く本数が決定していくということになるに従って、減額は当然あると思います。貸付けについても返済をさせる予定でございます。

以上です。

**○5番（田中静雄君）**

同じ質問を繰り返しますけども、本当に全体の配置図というのは出来上がってないんですか。もう一回確認のためにお願いします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

そのとおりでございます。

**○5番（田中静雄君）**

要は3月の議会で言われたこと、これが今度の議会でお金がぼんと出てきたということ、その辺について私は非常に、何か言い方はちょっと失礼かもしれませんが、何かその場限りの答弁があったんじゃないかなとか、そう思ったりすることがあります。これは違つとつたら失礼をいたしますけれども、それで、こう答弁がちょこちょこ変わるようじゃ困りますもんね。だから、私が言いたいのは、全体の配置図ができてからやってもらいたかった、予算を計上してもらいたかった、そこを申し上げておきたいと思います。

それと、この解体費用について、プロジェクトファイナンスで資金集めをされていると思うけども、それまで、要は銀行からとかいろんな方からの融資を待って、融資をしてもらって、ある程度出来上がった段階で解体費用についても予算計上してもらいたいと思います。

それと、もともと私は解体費用については、建物は上峰町のものです。ですから、土地の評価額、大ざっぱに言いますと約490,000千円ぐらいの土地を財産放棄しましたね。放棄するのは、それはいいんですけども、その放棄するには、建物は上峰町のものだから、解体するのは上峰町がやるんだなと、上峰町がお金を出して解体するんだなと思っていました。思っていましたけれども、この解体費用というのは、プロジェクトファイナンスで融資されたお金ではできないんですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

まさに解体プロジェクトとあって、プロジェクトファイナンスを行う予定にしております。基本的には資金調達の方法は様々な手法があります。銀行融資を前提とするものではなく、何度も申し上げますが、ソーシャルキャピタル向上のためのクラファン、あるいはインパクト投資、ESG投資ということを最近はあるそうです。こういったことを活用しながら、貸付金の返済原資にきつと充てられるものだと私は理解をしております。

**○議長（中山五雄君）**

ちょっと皆さんにお願いですけども、携帯電話は議場には大体持込禁止です。どうしても

持ち込まなくちゃいけないときはマナーモードにしとってください。いいでしょうか。よろしくをお願いします。

**○5番（田中静雄君）**

1月でしたかね、臨時議会がありましたけれども、その中で武廣町長はふるさと納税寄附金を活用し、LABVという合同会社をつくって、民間のプロジェクトファイナンスで資金を集めて、合同事業体で開発していくというフレームで行っていくというものでございますということで御理解をお願いしますというふうな答弁がありました。

それで、解体費用についてはプロジェクトファイナンスとはまた別個の話ですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

別個ではございません。これについても官民で資金調達し合って、解体プロジェクトに取り組んでいくと、まさにプロジェクトファイナンス、資金調達は様々な手法がございますが、解体は金融機関から融資がつきにくいということを申し上げておりますので、その他の方法で資金調達を行うということでございます。それは合同会社が行うものでありますので、ここでのやり取りには適さないと思います。

**○5番（田中静雄君）**

そしたら、関連でちょっと質問しますけれども、プロジェクトファイナンスで、例えば銀行さんのほうから融資をしたいという申入れは、もう活動されていると思うけれども、実際に融資をしたいということはあるんですか、上がってきているんでしょうか。まだ上がってきていないですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

合同会社内の話ですので控えるべきだと思っておりますが、合同会社に移行する前の段階でもプロジェクトごとの融資はしていきたいという話は町としてはお伺いをしておりました。合同会社に移ってからの話は控えます。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○2番（大川徹也君）**

今ちょうど同僚議員さんのほうから、せっかくな御質疑があつたので、ちょっと私も質疑がありますので、その流れで、まずちょっと質問をさせてください。

今回、臨時議会で14億の莫大な予算、工事解体のみで莫大な予算計上がされています。急を要するからされてあるんでしょうね。しかし、同僚議員が今年の3月や1月の定例会及び臨時議会の中で、執行部の答弁を、ここでお話をしてくださったときに、やっぱりどうしても費用負担というのが、このLABV方式のいいところというのが民間のノウハウをフル活用すると、機動力をフル活用すると、そして町としてはガバナンスに特化するという、そういう立場で行けるという方式ですと。ただ、問題は解体するにも、建屋を造るにもお金が



必要になってきます。そして、そのお金をじゃ集めるときに、どういう考え方でいくかと、何人もの同僚議員が言っておられたように、すぐに町のお金を余力があるから出しやすいんでしょね、今は。そういうふうにはきちっと捉えることができませんけど、でも室長が常々答弁をくださっている中で、やっぱりプロジェクトファイナンス解体費とか、その後の建築費とか、いろいろ組成費用というものが出てくるけれども、こういう費用の捻出に関しては事業計画というものを作成して、合同会社の中で作成して、そしてその中で利益であったり、どれくらいの投資額が出てくるかということ等を算定をします。そういった中身を見て、どうするのかを検討する必要があると。つまり、合同会社の中で心底やっぱり知恵を出して、なされてあるとは思いますが、もちろん。汗を出して、どうやってお金を工面しようかと、やっぱりそういったところが最初に来るのが筋じゃないかということ等をいろんな方、私もそうですけど、他の同僚議員との質疑の中でもやり取りをされてあります。実際に議事録にしっかり載っています。

今、手法として676,000千円という貸付金額、上峰町の予算があまりにも昔と比べて大きな数字になっていますので、ちっちゃく見えて、感覚が麻痺してしまうかもしれない、しそくなるんですけども、従来は38億から40億ぐらいの予算規模の町でしたよね。ふるさと納税の基金というのをつくっているの、繰入れしたり繰り出ししたりするから、その部分が倍々になっちゃっているから、すごい金額だけ膨らんで、実質七、八十億というところ、70億ぐらいでしょうかね。そんなに余裕があるとまでは言えないと思うんですよ、実際にまだ。町も借入金というのはほかにもいろいろありますし、この解体工事の貸付けについて、ちょっと改めて質問しますね。上峰町としてこういう事例というか、前例、つまり民間会社に貸付けをするというような行為というのは今までにありましたか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

中小企業とかの貸付金とか、そういったのはあったかというふうにはちょっと思っております。

**○2番（大川徹也君）**

そうですね、そういうのもありましたですね。ただ、今回ちょっと意味合いが同じなのかどうか、私も専門的に分からないんですけども、こういう場合というのは、金額が億の金額がつくのは多分初めてじゃないかなと思うんですが、まず合同会社の意味づけ、合同会社は今6者で構成されていますよね。そうおっしゃったんですよ、もっといきましたかね。その中に上峰町も入っているということでしたよね。

そして、上峰町は、自分がいる、所属している会社に上峰町がお金を貸し出しているわけになる、そういう理解をしていいんですかね、まずそこから改めて。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

一員ではございますけれども、法人格としては別法人という理解でお願いをいたします。

**○2番（大川徹也君）**

その辺の上峰町としての立場、合同会社の一員だから、官民連携として、そして、ただお金を貸し付けるときは別の上峰町があるわけじゃないんですけれども、合同会社に貸付けをし、合同会社が債務を負うわけですね。その中に上峰町も合同会社の中に入っていますけど、もちろん上峰町が債務者の一部としてというか、そういったことはあり得ないと思うんですけど、その辺の考え方はどう考えとったらいいんですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

ごめんなさい、質問がちょっとよく分からないので、もうちょっと明確に御質問いただけたらと思います。

**○2番（大川徹也君）**

上峰町が合同会社に貸付けをしたいということで予算計上が上がっております、676,000千円。そして、その合同会社つばきまちづくりプロジェクトは債務を負います。そして、そのつばきまちづくりプロジェクトを構成している合同企業体の中に上峰町もいます。お金を貸した立場であるんですけど、片や合同会社の中に入っている上峰町としてはお金を自分たちも借り受けていると、そういうようなイメージになってしまうわけですね。そうすると、他の議員さんも、同僚議員も言われましたが、債権と債務が一緒になるような、町長、これは答弁くれましたけれども、そういうイメージになっちゃうんですよ。その辺の線引きですね、合同会社に所属している上峰町はどういう権利があって、どういう権利や義務があって、そしてどういうものを免除されるのか、そういったところがちょっと私たち全然分からないので、このように上峰町がもう一個の上峰町が所属する合同会社にお金を貸し付けて、何かこんがらがっちゃうんですね。どういうふうに理解したらいいですか。

**○町長（武廣勇平君）**

ちょっとお尋ねの御趣旨にちゃんと答えられるかどうか分かりませんが、今回は合同会社に上峰町から貸し付けると、別法人であります。その構成員として上峰町はおりますけれども、合同会社内のリスクについては、従前に責任の範囲についてはお伝えしたとおりであります。あくまでも合同会社、別法人と上峰町の今回は貸付けの関係だということでございます。

**○2番（大川徹也君）**

町長は従前より出資した分だけが現金であろうと、土地であろうと、出資した分だけが責任の範囲になるということを常々答弁をくれました。ですから、ただ、そうなると、676,000千円というものの債務を責任を持って負うのは誰になるのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

我々は、今、上峰町長として、私は上峰町長として上峰町の立場でここに答弁に立っております。合同会社の立場でお話しすることは、この議場の中ではございませんで、合同会社

の意思決定を私ができるものではありません。我々は町として合同会社に貸し付けているということを御理解いただきたいと思います。

**○2番（大川徹也君）**

やっぱりこの資金は本当に議会のチェックが及ばなくなりますよね。ふるさと納税の委託事業についても同じですね。起立工商DMOに今、一括委託していますけど、同じように、議会としてはそういう健全性とか疑義があるところのチェックができないので、本当に困りますね、正直なところ、我々の立場として。なぜなら、上峰町もこういうふうにお金を出していくからですね、だから、そこについて私たちが健全性と、私たちは特にスペシャリストではないですからね、そんな偉そうな目線では言えないんですけども、やっぱり町民のお金を預かっている者というか、そういうものをチェックする者として、そういったことがチェックが及ばないようなスキームに関しては、私は本当に心配です。

話を少し戻しますね。合同会社つばきまちづくりプロジェクトに676,000千円貸付けをしたんですけども、貸付けをするための条例、または規則みたいなもの、何かちょっと私よく分からないんですけど、そういったものというのはございますか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

現段階ではそれはございません。

**○2番（大川徹也君）**

そうすると、うちの予算規模から見ると、ちっちゃく見えて、麻痺しちゃうような感じで、さっきも言いましたけど、でもすごい大きなお金ですよ、この676,000千円というのは。本当に大きい金。そして、これが計画上は返せるような計画にしましょう。ただ、別の同僚議員が言われたように、返ってくる保証なんかないですよ。保証はない、絶対に。そういったものに対して自分も合同会社の一員だからと、官民連携だからと、そういう考えで物事を進めていくなら、私はすごく今はいいかもしれないですよ、基金がまだあって、余裕があるならですね。でも、今からどんどんお金を使っていく、そして基金の額も減っていく、そして枯渇してしまうとか、ふるさと納税基金も活用するというので、町長はそういう考えでいるので、もしふるさと納税だっていつまで続くか分からないし、だから、こういったことは本当によくよく計画して、そういうプロジェクトファイナンスというすばらしい、そういうおもしろいアイデアがあるなら、そういったことで本当に資金がある程度集まる、そういう計画性を持って進めていっても遅くはないんじゃないかなとは思うんですね。財政のことでちょっと心配になります。このことについて町長の考えをお聞かせください。

**○町長（武廣勇平君）**

これは議会の議決をいただいた、無償譲渡いただいたときの3月までに解体するということを重きを置いております。我々はその3月までに終わらなければ、議会の御批判を受けるのが当たり前だと思っておりますので、なるべくこれは議決事項でありますから、全議員さ

んの。私どもとしては、全議員であったかどうか分かりません、失礼いたしました。議決事項でございますので、3月までに解体工をしかかかっていくということを遵守しているわけです。そういう目標をですね。ですので、解体については、本来、多くの方々が町の持ち出しで行うんじゃないかということを考えておられたと思います。しかしながら、なるべくこの分野においても民間のリスクをしっかりと取っていただきながら、L A B Vを本来的な形でしっかりと示していきたいという思いを前面に掲げ、今後もプロジェクトに臨んでいきたいと思っております。

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○1番（鈴木千春君）**

様々、同僚議員から多くの御質問がなされていて、その中で重複する内容もあったり、一部答弁いただいていることかと思うんですけども、ちょっとお伺いしたいことがあります、質問いたします。

まず、そもそも大きく分けると、建屋の解体と土地に関するくい引き抜きというんですか、その大きく2つになるかと思うんですが、こちらの解体のスケジュールというのはどういう見込みでおりますでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

それにつきましては、実際のところは合同会社におきまして、いろいろ選定とか終わって、工程表が出てから詳細というのが判明するんだろうなというふうには思っております。その際には合同会社からも私どものほうに対してアナウンスはあるんだろうなというふうには思っております。

以上です。

**○1番（鈴木千春君）**

今後決定していくということで理解したんですけども、ちょっと同僚議員の質問の中でいろいろ感じたことがあったので、率直に聞きたいなと思うんですけども、今回のL A B V方式で民間企業のノウハウが生かされて、たしかくいの引き抜きに関するところの部分だったかと思うんですけども、民間企業のノウハウを活用すると、場合によってはこの計上された額よりも抑えられる可能性があるのかなというふうに感じたんですけども、そちらの件はいかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

これは従前から繰り返し申し上げておりますように、民間の知恵と工夫によって減らす、そういった配置を考えられることはあり得ると思います。

**○1番（鈴木千春君）**

まさに国内初の事例であって、このスキームも手法を活用されたので、ぜひそこを注力い

ただいて、出資を抑えられるような形で進めていただければというふうに思うんですけども、最後にこの議案が可決された後に着手するのはいつになりますでしょうか、答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほど創生室長が答弁しましたとおり、工程が民間事業者のほうから示されたときに判明すると思いますけれども、皆様方には合同会社アナウンスの後にお知らせる機会が訪れると思います。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○7番（吉富 隆君）**

非常に同僚議員からもきめ細かく質問等々が出ておるようでございますが、本当にこの14億という予算書を見て、私もびっくりなんです。あり得ない、これは。と申しますのは、よくよく考えてみてくださいよ。コーポレイトファイナンスからも基金調達はあるような答弁があったんですよ、つくるくかくに。どうなんでしょう。コーポレイトファイナンス会社から基金調達はされるんですか。ちょっと確認です、これは。

**○町長（武廣勇平君）**

資金調達のお尋ねで、コーポレイトファイナンスというのは与信を見たり、その企業のPLとかを見ながら、信用を置けるところに、会社の信用度によって資金調達することを指します。今回、我々はプロジェクトファイナンスということで、官民、資金調達の方法はいろいろありますけれども、そうした民間資金を活用して、この解体プロジェクトをはじめ、その他のプロジェクトに取り組んでいきたいということで考えてございます。

**○7番（吉富 隆君）**

今後の課題のように私は受け取りをさせていただきました。そうしないと、この解体の費用が726,000千円、いろいろ問題等々あるでしょう。全体を含めたところで726,000千円ですかね。これもこの数字を出すにはそれなりのいろいろな御苦勞があったろうと思います。これは町の金が出るわけですよ、町の予算を組もうとされているので、当然私は午前中にも質問したときにも町ですべきだろうと思います、解体についてはね。726,000千円は町が予算を組もうとされているわけでしょう。提案してあるから。違う、どう。

**○町長（武廣勇平君）**

おっしゃるとおりでございます。

**○7番（吉富 隆君）**

私もそのとおりに解釈してまいりました。ところが、予算は7億という大きな金額になっております。この金額がですね、絵ができていないですよ、今の状態で。絵ができていない。どこにどういう建物をするのか、どういう商いをやっていくのかですね。あくまでも今

まで我々に報告があっているのはイメージ的なことであって、それは100%信用ということには相ならん。今後、合同会社でいろいろと協議をされて決めていかれるでしょう。だとするならば、解体は早くしたほうがいいと、町長言われるように、3月までという期限も言われておったんでね。それはそれとしていいにしても、何も計画性がないのに急いで取崩しをせないかなのかなと思います。恐らく1年近くかかるでしょうね、解体はね、両方するならね。まあ、何業者かされると早いかも分かりませんが、そういったことについては、私もこの14億の中の726,000千円については理解をしてきました、午前中、質問した中で。ところが、絵図面ができない、それが1点と、こういった事業が先に進むときには、町長さん、議会に約束ばしんさったですもんね。全協なり開いてちゃんと説明をやっていきますというお話でございました。ところが、何もなしに臨時議会で14億というのはあり得ないというのはそういう理由で僕はあり得ないと、こう申しております。

それから、貸付けの問題ですよ。貸すのがいいとか悪いとかじゃなくて、676,000千円、合同会社に貸し付けるという御答弁をいただきました。そして、じゃ何年間で回収するのと、5年間と言われた、5年間。無理ですよ。本当にできるの。やっぱり目の前の答弁じゃできないよ、今後は。今後、大きな問題等というのは今からどンドンどンドン合同会社で進んでいく。議会は、中身は行政から報告がない限りは1人もあそこに入っていないので分からない。予算だけぽんと出されると、それはあんまりしたことでもんね。だから、入り口だけにはやっぱりきちっと御説明をしていただかないと、私はこの14億に対してはやっぱり容認できない。できないよ、これ。町の金を676,000千円貸して、5年間で貸します、5年間で回収しますと、はっきりと今日、答弁ありました。間に合わないですよ、まだ絵もできていないのに。解体だって3月いっぱいまで間に合うかどうか分かりませんよ。それからいろいろな工事等々あっていくでしょう。どういう工事がなされるのか、どういう建物が建つのかもまだ我々は知る余地がない。だとするならば、この676,000千円というのは、合同会社に貸す必要はないじゃないですか。公金ですよ。違います。それはやっぱりあんまりしたことですよ。やっぱり当初から議会と約束をされたように、こういう問題がある前に協議をしていくと約束された。約束を破られた、じゃ、やっぱりこの予算は、はい、そうですかというわけには立場上できない。チェック機関にありますから。そうでしょう。私が言うとは間違っつつですかね。執行部は好かんかも分からんよ、きちっと私ははっきりと申し上げるんで。しかしながら、そういったことをきちっとやっていけば、議員の皆さんだって、この中心市街地活性化事業には協力しんさつと思う。活性化事業に反対する議員は一人もいないから、今のところ。ただ、予算問題、金の問題、今後、大きな町の双肩に関わる大きな問題になりかねない。でしょう。それを考えると、やっぱり入り口に大事に協議をしていく必要があると僕は判断していますので、これは僕は今回は仕切り直しを行政に強く求めていきたいと思っています。

そういう中で、副町長さん、せっかくこうしてお見えになって、私も3回目、顔を見るんですが、こういった事業展開については詳しいお方だというふうにお聞きしておりますので、副町長さんの見解をまずお尋ねをします。

**○町長（武廣勇平君）**

まず私のほうからお答え申し上げます。

まさに、全員協議会に適するものと適さないものがあると思います。例えば、合同会社が設立されました。こういうアナウンスについては、しっかり日付等、事前に議員の皆様方にお伝えするべきものかなと思います。このやり取りはまさに審議が必要なわけですよ。ここでの審議が欠けてはならないと思っております。

今お尋ねになられたのは、議員からくいの本数、長さ、これについては口径まで加えて我々は答弁をいたしました。貸付金の償還期間、そして金利についても室長からお答えをしました。担保についても契約書に盛り込む内容、あるいは負担金、項目、数量についてもお答えしています。ファイナンスをどうするかについても、プロファイでやって、今回も資金調達の方法、様々な手法を考えていることを申し添えましたし、自動車学校の建屋について解体の議論、これは前に上がった議案の話ですけれども、これについても振り返ってお伝えをしたところです。工程については、あとスケジュールについても、ただいまお尋ねありましたけれども、これは合同会社が発出した後にお答えするというところで、やり取りをして、大体こんな項目かなと思っております。

この従前の協議で、全員協議会でやることはやぶさかではないんですが、こういった協議が町民、あるいはメディアの皆さん方にちゃんと見える形で行いたいということが私の説明責任を負う立場として必要だと思っておりますので、ぜひ質疑をこの議案審議の中でやっていただきたいと思っております。

副町長の役割については、主に住宅行政にお強い方でございます。地優賃、あるいはPFI等の住宅等について、今、力を発揮していただいておりますが、その抱負というか、そこを答弁していただきます。

**○副町長（財津勝記君）**

今回、いろんな過去の経緯等含めて、今日の議会で、資料は見せていただいたんですけど、活発な議論をしていただいて、議会の皆さんがすごく町の経営に御努力されて、いろんな意見をいただいているというふうに理解しています。

私は、先ほど町長が言いましたように、やはり少しでも人口を増やして行って、町を活気にしたいという思いもありますし、もともとやっていたのも住宅が得意なところだったので、あの跡地にどんな形で住宅が建設できるかということを視点に今取り組んでおります。

近くでは、結構RCの住宅をいろんなところで、大きくみやき町さんでPFIの住宅とか

を造っておりますので、それらを活用して、ぜひこの跡地に住宅を造って、町を活気つけた  
いというふうに思っているところでございます。今はそういう下調べ、また合同会社の皆さん  
と一緒に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

副町長さんに振って申し訳なかったんですが、そういったことに詳しい方だよという御案内  
内をいただいていたもんですから、定住促進のほうにはやはり御尽力を今後いただきたい  
というふうに期待をしておりますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

この貸付けの問題については、5年間で回収ができるということなんですが、僕はできな  
いと判断しております。室長さんはそういうふうにお答えをいただいた、午前中にね、そう  
でしょう。いや、5年間で貸し付けて、5年間で回収いたしますという答弁をいただいたの  
で、それは無理でしょうと僕は言う。今後、何をするかというのが今から設計図ができてく  
るわけでしょう。もうできている、できてないでしょうもん。じゃ、時間どれだけかかるね。  
解体についてやりなさいと僕は言っているんだから。

くいの話もさせていただきました。これは、くいの話は質問してないもんね、今回。私は  
これは容認できないから、中身を今お尋ねしよっとですよ。5年間で回収できんやったらど  
うするんですか。延ばすとも議会の議決が要るんですよ。もっとロングスパンで貸付けした  
らどがんやったですか。いや、今から設計図が出てきて、今から事業展開をやっていく、議  
会も何をやっていくのか見えてこない。そういう質問が主じゃないですかね。これは町長ね、  
それはちょっとひど過ぎるよ、これ、予算を組むのは。我々はチェック機関ですから、きめ  
細かく質問しますよ。合同会社の中身については、しないとはっきり町長は言いよるから質  
問できんでしょう。でも、金を貸し付けるなら、合同会社は質問できますからね。だから、  
ファイナンス会社から借ればいいんじゃないですか、合同会社が。わざわざ町の金を626,000  
千円ですか、貯蓄しといて、ほかに事業展開も町のために使うことも可能だし、やっぱりそ  
ういう予算の組み方はやっぱり私は納得いかないと言いよるとですよ。説明ちぐはぐですも  
ん。5年間でできないですよ、はっきり僕は言うときましよう、それは。図面はいつ頃出来  
上がるですか、じゃ。総合的に何をやる、総合的に、今までも質問してきた。幾らぐらいの  
お金がかかりますよ、今後ね。何をやるの。ほとんどが福利厚生じゃないですか。どうして  
返すことができる。それを一番僕は心配しているわけ。午前中も申しましたけれども、財政  
の厳しい折にいろいろと議会も、今、中山議長さんと2人しか残っておりませんが、いろ  
ろな議論をしてきました、苦勞をしてきました、二度とそういうことは味わいたくない、行  
政だって5%ぐらいカットしているはずだ、町長だって報酬は半分にしんさったよ。そう  
いう経験の持ち主が今の武廣町長なんですよ。あの頃は29歳でしたもんね。そのときにそう  
いうお考えを持った町長だから、経験はもう10年は過ぎましたので、やっぱりきちっと計画を



されて、議会というのがあるので、議会との協議はもう欠かせないことなんですよ、本議会で一発でできないですよ。

これは行政側から全協なりして、こういう事情で提案させますからという内容を説明しておら——これは午前中であつという間に終わっていますよ。合同会社ができました、今から金が要る、そして前に進んでいく過程の中で、どれだけの金が要るか、何をするかというのは見えてこないんだから、じゃ予算を組む必要ないじゃないですか。

**○町長（武廣勇平君）**

質問をぜひお願いします。質疑の時間ですから。

設計が後から上がってくると申し上げています。解体期間に合わせて設計を行っていくと。設計が先に来なければ予算を認められないという御主張であれば、これは並行すると思いますが、我々は、この公金という表現をされますけれども、まさに公金の使い方を、誠実な使い方を考えて、合理的な判断をしているものだということで、この提案をさせていただいております。

貸付金につきましても、もう無理だという前提の中での議論はできません。貸し付けている以上はしっかりと返済していただくということを前提に置いてございます。

**○7番（吉富 隆君）**

14億という予算計上がなされたんですよね、町長ね。そうしますと、それに何を14億使うかと、2つに分けてあるわけですよ。解体のことは言っていない、僕はね。解体は町の財産だから町で更地にするということで理解をしたと午前中も申し上げました。

貸付け、5年間で回収できないでしょうもん。だから、そういった図面ができて、何をやるよというようなことはついて回らなきゃいけない。そうでしょう、貸付けするんだから。今、町長の答弁では、ファイナンス会社のことを話されたので、できれば合同会社で全部金策をしていただいて、予算を組んで方向性を出していただくのが一番だと僕は思います。やっぱり町の財産をこれだけの金額を使うというのはいかになもんかなと思います。どれだけの財調があるか分かりませんが、50億くらいあるというお話を聞いておりましたが、それを全部使うわけにはいきませんからね。それは議会の議決が要りますから、やっぱり財政というのは、うちの町はまだまだ豊かな町ではないだろうと思っています。ふるさと納税で頑張っておられるのは高く評価をしなければならない。4,440,000千円という前年度ですか、今日の新聞にでかでか載っておりました。それでもやっぱり16位に落ちているよね、全国まだ頑張っておられるんですよ。これがあるからこそ、こういった予算が組めるだろうと。組み方によるんですよ、これは。組み方、あまりにも行政、強引過ぎるんじゃないかならうかと思っています。

だから、これについては仕切り直しをしていただいて、きちっとした形で、ミクロ的などころまで精査をされて、議会に御報告をしていただいて提案をされれば、30分もかからじ、

議決ですよ。やっぱり我々も立場は強調したい、議会としてね、そこんにきは御理解をいただきたいと思います。

よって、このことについては、私は容認できないと判断をしざるを得ないので、ここでお話をさせていただきまして、私の質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

中心市街地開発についての資金のことについてちょっとお伺いをいたします。

資金集めの方法として、プロジェクトファイナンスのことがよく言われますが、プロジェクトファイナンスというのは、私が間違っているかどうか知りませんが、特定の事業に対して融資を行って、そこから生み出された利益、キャッシュフローを原資としていくわけですね。ということは、黒字にならないかんです。黒字になるのが絶対条件です。ところが、融資する側からすると、全体像が見えない、何をどういうやつができるのか、イメージではだめですよ。全体配置図もできていない、どうなるのか分からん。それで、もし出来上がったときに、これだけの利益がありますよ、人の流れがこれだけ増えるだろうと、そういうもろもろのものを出していかないと、どうなるか分からんようところに融資はしませんよ。銀行は融資しません、そんなところに。だから、そういうやつを前面に出して、そして初めて資金を集める、そういう活動をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

繰り返し申しますけど、解体は利益を生みませんよね。だから、通常、銀行融資は難しいと最初から判断しております。だから、インパクト投資、要するに将来的な社会問題解決のための投資家、あるいはクラウドファンディングという資金調達等を活用しながら、こうしたプロジェクトに取り組んでいくという意味のプロジェクトファイナンスを行って、今回、解体プロジェクトは行っております。

○5番（田中静雄君）

今、イメージのことで話したら、ちょっと都合が悪いか知りませんが、要は公共施設で利益を生み出そうとしたら、非常にこれは厳しいんだろうと思います。そういうところに融資する人はほとんどいないんじゃないかなと私は思います。だから、もちろん商業施設も入ってくるだろうと思いますから、できるだけ早く全体配置図、どういうことをやるということを決めて、外に出さないと、それを先に進めてもらいたいと思います。そして、中心市街地の開発の資金集めにしてもらいたいと思います。そうすることによって、町から出すお金も出さなくていいことになるんじゃないかと思しますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

解体工事負担金で、ちょっと私は他の同僚議員さんとちょっと違う考えを持っているんですが、改めて確認します。

東佐賀自動車学校の跡地にある、現在の建屋ですね。それと、あと旧イオンの建屋ということですよ。上峰町が所有と言っていましたけど、滅失登記したんですよ。してない。滅失登記はしなかった。土地だけが滅失登記ということ。ちょっとごめんなさい、説明をお願いします、もう一回。

○町長（武廣勇平君）

議長を通して質疑をやりたいので、質問は質問として終えていただくとありがたいです。答弁は室長から行います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

滅失登記というのは、建物が滅失するという意味なんです。ですので、建物がなくなった時点で登記するのが滅失登記という形になります。つまり、建物がなくなりましたというのを登記するのが滅失登記という意味合いになりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第7. 討論・採決。

議案第32号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論ありませんか。

**○2番（大川徹也君）**

私は議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予算、中心市街地活性化事業費における解体工事等負担金及び解体工事等貸付金の予算に反対をいたします。

理由は、私はまず解体工事は町の現在所有物ということですが、合同会社が組成したときに合同会社の中でやっていきたいということは常々執行部は言っていたと思います。その中に、もちろん上峰町も入っているわけです。こういった時点から、創意工夫をしながら、事業費の捻出を行い、堅実な運営に取り組んでいただきたいという気持ちで、このやり方については反対をします。

また、解体工事等の貸付金ですけれども、貸付けを町が安易にすることについては反対します。やはり何かしらそれなりのいろんな方法についてよく検討され、資金を調達していただきたいというのが私の考えです。なぜなら、そういうふうにして、この合同会社が組成したら運営していくということを執行部は明言をしていたからです。初めから町主体で行くというような方針でいけば、私はこういう質問はしません。ただ、最初言っていたことと違ってきたなということを感じているために、これについては反対の立場で意見を申し上げます。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

次に、賛成討論はありませんか。

**○4番（吉田 豊君）**

私は賛成の立場で討論に参加します。

今現在、ここに来て、中心市街地の開発を止めるわけにはいかないと思います。その一つとしてです。本来、現物出資をする場合は建物を解体したり、地下に埋まっているくいをのけて更地にして出資するのが通常の現物出資の在り方だと思います。だから、今、今日そこで貸付金とか云々というふうな意見もありますが、通常、一般社会的通念から考えると、全額町費でやっても更地にして現物出資をするべきだったんじゃないかというふうに思いますので、私はそういう気持ちで賛成です。

それから、次に貸付金の問題ですが、執行部の説明では、返還してもらおうという考えですから、一時的に立て替えるだけで、何ら問題は私はないと思います。むしろ、返還してもらえるのが確実な方法があるのか心配されますが、先ほど町長の説明では、これもクラウドファンディングでもう既にスタートさせて、日々寄附がされているというふうな説明がされていますので、頑張れというふうな、むしろ励ますのが我々議員の立場だと思います。

また、L A B V方式として現在進められておりますが、今回、事業として中に入っている

公共施設は、町独自でも改築をしなければいけない施設ばかりで、老朽化比率100%以上となっているものばかりであります。これを個々の施設を公共事業として現状の位置で建て替えれば、204億必要であるべき試算も出ておりますので、今回の中心市街地に共同施設として集合させた建設を進めれば、共用施設分の、例えば駐車場あたりが共用に付されると思いますが、そういう分でも相当の費用軽減が期待されると思います。

併せて、私の希望を言わせてもらおうと、長年の町民の願いである商業施設を第一として進めてもらえればと思います。

以上の理由で私は賛成です。

○議長（中山五雄君）

ほかに反対討論はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

中心市街地活性化事業に僕は反対はする気はございません。予算の組み方に問題です。町長は約束を破られましたもんね。我々議会には、こういった問題が、大きな問題が出たときには、やっぱり我々議会と協議をして進めていきますよと、いきなり14億の臨時議会での予算計上ですよ。そういうことはやっぱり議会軽視に当たる。

それと、今いろいろと賛成討論もあったようでございますが、それにけちをつけるわけじゃ僕はございませんが、貸付け5年間で回収するという答弁をいただいた、5年間でできないですよ。だから、町長には申し訳ないんだけど、反対の立場として、仕切り直しをしていただきたい。そして、議会と協議をしていただいて、スムーズな中心市街地活性化事業に取り組んでいこうじゃなかですか。それを町長にお願いをしたい。反対するのが目的じゃございません。予算の組み方に大きな問題があるんですよ。

いろいろな事情、お互い賛成の立場もあるでしょう。反対の立場もいろいろあるでしょう。しかし、議会軽視なんですよ。これ14億というのがいきなり臨時議会ですから。そういうことが今後あってはならない。お互いに立場はけいしょうし合いましょうよ。議会の議決がなければ執行はできないんだから、幾ら町長が執行権があってもね。そこら辺については協議をしていきましょうよと。だから、今回についてはやはり仕切り直しをしていただきたい。そして、お互いが協議しながら、前向きに中心市街地が成功に収まるように、私も努力させていただきますし、意見は当然述べさせていただきますが、商売の難しさというのは、しみじみと僕も経験してきておりますので、慎重に慎重に重ねて、今後については協議をしていっていただければと思います。そういう意味を含めたところで、今回だけは仕切り直しをお願いしたいということで反対のほうに回らせていただきますので、御理解をいただきたいと。

○議長（中山五雄君）

次に、賛成討論はありませんか。

### ○1番（鈴木千春君）

私は賛成の立場で討論いたします。

まず、建物の所有は町であるため、建物の解体は町、土地については官民連携事業体であります合同会社つばきまちづくりプロジェクトに出資しているため、貸付けという形ですが、合同会社が出資されると理解しました。まさに民間企業のノウハウを活用しながら、場合によっては貸付けの額より抑えられる可能性もあるんだというふうに感じておりました。

加えて、出資比率について考えてみますと、現状、町が出資した土地の評価額が約5億に対して民間企業の出資が30,000千円弱で、約17対1の割合による出資といたしますか、リスク分担が本来であるところ、今回の予算額で割合を見てみると、おおむね1対1であり、出資額が抑えられているというふうに私は感じました。

中心市街地活性化事業において、解体は始まりにすぎず、本議案が可決された後には、期日を守る等の答弁があり、本事業が進捗すると感じました。

次に、金融機関からの資金調達が難しかったという結果ですが、過去の答弁でも解体というプロジェクトでは資金調達の方法としては金融機関も含めてクラウドファンディングやインパクト投資等、様々なものがある中で、資金調達が難しく、今回の決断に至った際には、その対応としての答弁があったかと記憶しており、過去の議会で。そのときの答弁が現実になったと理解しました。この国内初の事例でありますL A B V方式の中で、資金調達についてこれまで進めてきたことは、今後、本事業を実施していく上で経験として積み重ねていただいたかと思えます。この先にも各種のプロジェクトがあり、その経験を用いて、それぞれ進捗させていっていただくことに努めていただき、中心市街地活性化事業が進捗することで、町が抱える課題が解決していくことを大いに期待しております。

以上のことにより、本議案は原案どおり可決すべきと判断いたしました。以上です。

### ○議長（中山五雄君）

ほかに反対討論はありませんか。

### ○3番（原 直弘君）

私のほうから、議案第33号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第4号）に関して反対の立場で討論をいたします。

町はイオン跡地を再開発するために、イオン九州に対しイオン跡地の土地と建物の無償譲渡を要請し、イオン九州から建物の解体を行うことなどの条件をつけられて譲渡を受けております。

今回の補正予算では、建物の解体にかかる費用が約14億円であるということですが、無償譲渡を受けたイオン跡地の評価額が約3億円ですので、単純計算でいくと、その差額の11億円が町の出費であり、言い換えるならば、町がイオン跡地を11億円で買ったようなものがあります。この11億円という金額は土地評価額の約3.7倍に当たる額となります。

今回、このような状況になったのは、町がイオン跡地の土地の評価を十分に行わず、また解体にかかる費用の精査をしないまま、そして将来的なマネジメントを行わず、ただ単に町費を投入すれば済むという安易な考えにより、イオン跡地の無償譲渡を掲げた結果が今回の14億円という多額な町の出費であり、この14億円の出費は町のずさんな計画が招いたものであると言えます。

また、現在のイオン跡地再開発の計画は当初より格段に大きなものとなっており、その内容は道の駅、農産物直売所、加工施設、行政情報発信施設、ミニFM局、スタジオ、ミュージアム、ギャラリー、住宅施設、学習室、健康増進施設、体育館、武道館、プールなどの施設ですが、これらの建設にかかる費用は100億円を軽く優に超える規模の大きなものになるであろうし、また、施設の維持管理も建物がある限り必要となりますので、今後もし崩壊的に事業を進めた場合には、これらの費用が町の財政を圧迫することになります。このイオン跡地の再開発については、町の将来を左右する重要な位置づけの事業であり、特に商業施設は住民の皆様が最も期待するもので、私もイオン跡地の再開発は推進すべきものと考えますが、公金である町費を湯水のように惜しげもなく使うという現状を目の当たりにすると、もろ手を挙げて賛成ということにはなりません。

このイオン跡地の再開発にかかる経費が100億円を優に超える大きな規模になり得ることから、町は場当たりの予算を計上するのではなく、開発にかかる費用の全貌を明らかにした上で、将来にわたる予算計画を立てなければ、適切な予算執行ができないと考えます。よって、その計画が示されていない現状においては、再開発に関連する議案には賛成しかねますので、この議案については反対いたします。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

次に、賛成討論はありませんか。

**○8番（大川隆城君）**

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

いろいろただいままで賛成討論、反対討論ございましたが、やはりまず第一に思うことは、これからの町の発展のための核となるということは間違いございません。皆さんも待ち望んでおられます。先ほども出ましたように、商業施設が欲しい、欲しいという話はどなたからも聞きます。ですから、なるべく早くきちんとした形で整備をやりたいということでこれまで執行部も努力をしてもらっておりましょうし、私どももできる範囲でいろんな情報収集をやり、おつなぎをしてということでやってきておるわけですが、今回、いよいよ解体の費用が計上されました。その中で、負担金補助関係については問題ないけれども、この貸付金の関係についていろいろと疑義が示されましたけれども、これを先ほど来、執行部の答弁等々を聞いておりますと、この関係については、くいの撤去費用だということで位置づ

けられておりますが、そのくい位置づけとしては、くいは底地に属するものとの判断をされた。土地は合同会社に移管がされていますよね。ですから、そこでこの分については合同会社のほうに資金提供といいますか、貸付金を町からやってしてもらおう。ただし、これはやり切りじゃなくて、5か年計画で返済をいただくということでございますから、当面は、5か年はこの670,000千円というのが出ましようけれども、5年後にはまた返ってくるということでありますから、やってしまうわけではございません。これだけは戻ってくるわけですから、そしてこのくいの数が540本だったですか、ありますけれども、これも今現在、あそこの整備計画はまだ完全にはできていないと。ただし、解体工事を進めていながら、その整備計画の立ち上げも並行的に進めていくということも示しをされております。そうなりますと、このくいの五百何十本の撤去についても、その間にいろいろ計画が立っていきますと、場合によっては五百何十本のうちの幾らかは撤去しなくていいということも出てくるかと思えます。しかし、今現在としては、やはりその該当する分の予算は取っとかんといけない。そして、しなくてよかった分については当然残りますから、また戻ってくるという格好になりますから、今現在はその範囲内できちんと予算を押さえていくということで、こういうふうな処置をされたものと思えます。

そういうことで、もろもろを考えますと、やはり先ほどの討論の中でもありましたが、今ここで止めるわけにはいきません。これからの上峰の発展の核となるこの中心市街地の整備については止めるわけにはいきません。ですから、いろんなことを議員の中からも心配の声が上がりましたが、その辺は当然合同会社との協議等々は十分になされた上で、ここに示されているものと私は理解をします。そういう意味合いから賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りいたします。大川徹也議員のほうから申出がっておりますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）



異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。休憩。

午後 3 時 8 分 休憩

午後 3 時 55 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ただいま大川徹也君から上峰町長の不信任決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 とし、直ちに議題とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立少数であります。よって、本案は日程を追加し、直ちに追加日程第 1 として議題とすることは否決されました。

しばらくお待ちください。

○町長（武廣勇平君）

私から一つ、この合同会社における議会の議論の中での発言について申し上げたいことがございます。

原議員の質疑の中で、100億円の費用がかかるという前提でのやり取りといたしますか、討論がありました。これは我々は設計を一度もしたことがございません。まだ完成しているわけではありません。選挙期間中にも同じような、同様の情報が流れておりましたけれども、100億円の積算基礎等があればぜひ明示していただきたいし、もしそのような根拠がなければ、議会における不穏当発言だというふうに私は考えております。

不穏当発言の基準というものを先ほど調べておりました。不穏当発言には様々な内容がございます。事実でないこと、あるいは他人の生活、私生活にわたる発言、無礼な発言、基本的人権を侵害する発言、発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言、これに該当すると思いますので、民間事業者もあやふやな情報や数字を基にこの合同会社での事業が勘違いされ、ミスリードされることは私も町側からの社員として看過できません。この議会において訂正を強く求めます。もし御本人の訂正がなければ、これは後刻、議会にて預かって、自治法の133条に基づいて適切な秩序を回復していただくようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

町長、原議員からの質問いいですか。

○町長（武廣勇平君）

ここはやり取りをする場ではございません。私からの申出でございます。よって、御本人、

あるいは議会全体の問題として後刻御協議いただきたいということを付け添えます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

原議員、質問じゃないですか。（「質問じゃないです」と呼ぶ者あり）

○3番（原直弘君）

先ほど討論において、私が申し上げたのは、100億円を優に超える大きな規模になり得ることからと、あくまで想定ですので、断言した100億円ということにはならないと思います。当然私の主観ということで、なり得ることから、そういうことで発言を申し上げました。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

大変ありがとうございました。町民に誤った情報が行かないよう、原議員の主観として申し上げられたということを確認できました。

今後とも数字、あるいはデータに基づくしっかりとした根拠を持って議論を積み重ね、この事業をしっかりと進めていきたいと考えてございます。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして会議を閉じます。令和3年第3回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午後3時59分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 鈴木千春

上峰町議会議員 大川徹也